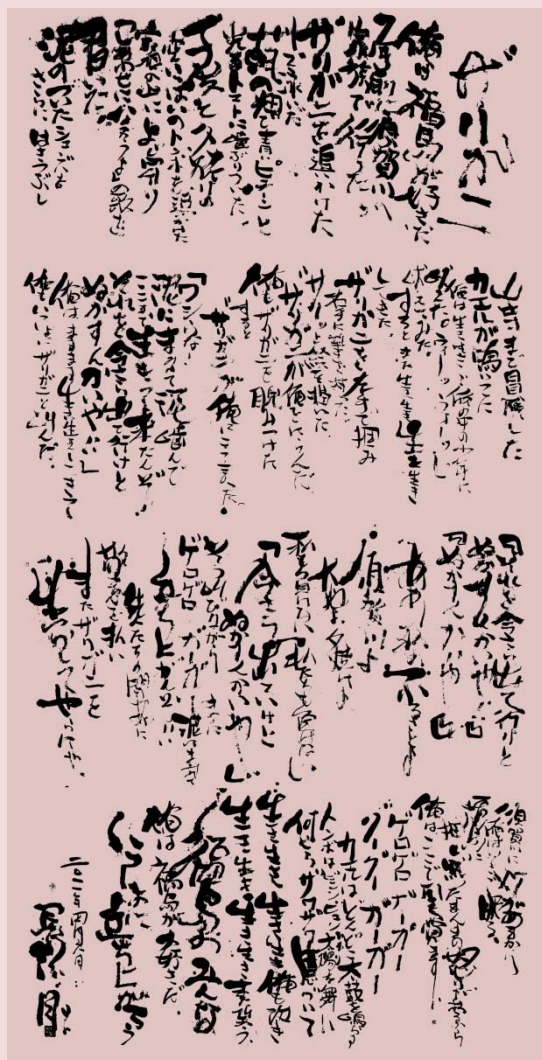


# 須賀川市 復興まちづくり事業計画



平成 25 年 3 月  
須賀川市

[表紙について]

表紙の詩は、歌手の長渕剛さんが、須賀川市民に向けて送ったメッセージ（散文詩）です。

このメッセージは、平成23年4月7日、奥様で元女優の悦子さんが須賀川市を訪れ、多くの支援物資を届けられた際に、橋本市長に手渡されたものです。

力強い文字の一つひとつに、須賀川市民に対する長渕さんの熱い思いが込められています。

ザリガニ

俺は福島が好きだ  
7年前に須賀川へ  
家族で行った  
ザリガニを追いかけた  
川で泳いだ  
朝の畑で青いピチーンと  
光るトマトに嚙ぶりついた  
子供と夕焼けの  
空いっぱいトンボを追いかけた  
家根の上によじ昇り  
「しあわせになろうよ」の歌を  
書いた  
泥のついたシューズを  
さらにはきつぶし

山寺まで冒険した  
カエルが鳴いてた  
俺は生き生きと 俺の中の少年に  
吠えた ウオーツ、ウオーツと  
吠えてみた  
するとまた生き生き  
してきた  
ザリガニを左手で掴み  
右手に筆を持った  
サーッと絵を描いた  
ザリガニが俺をにらんだ  
俺もザリガニを睨みつけた  
すると  
ザリガニが俺にこう言った  
「おい、わしらな  
泥にまみれて 泥嚙んで  
ここまで生きて来たんぞ！  
それを今さら出て行けど  
ぬかすんかいや  
ぬかすんかいや！！」  
俺はますます生き生きしてきて  
俺もやつといっしょに叫んだ

『それを今さら出て行けど  
ぬかすんかいや！！』  
『ぬかすんかいや』  
ああ私のふるさとよ  
須賀川よ  
大地よ 夕焼けよ  
私も負けない 私たちも負けない  
「今さら出ていけど  
ぬかすんかいや」  
そう叫びながら また  
ゲロゲロ ガーガー 泥にまみれて  
立ち上がんぞ！！  
先人たちの開拓に  
敬意を払い  
またザリガニを  
生かしてやらにや

須賀川に灯があるから  
俺はそこで眠る  
福島に  
押し黙ったまんまの怒りがあるから  
俺はそこで目を覚ます  
ゲロゲロ ガーガー  
ゲーガー グーガー  
カエルはどんどこ太鼓を鳴らす  
トンボはビュンビュン太陽を舞い  
何やらザワザワ息づいて  
生き生き生き生き俺も泣き  
生き生き生き生きまた笑う  
福島みんな  
俺は福島が大好きだ  
いっしょに  
いっしょに立ち上がろう

2011年4月6日  
長渕 剛

# 須賀川市復興まちづくり事業計画

## 目 次

### ■第1章 復興まちづくり事業計画の概要

1-1. 事業計画策定の目的と上位計画との関係	1
1-2. 事業計画策定にあたって	2
1-3. 計画期間	12
1-4. 計画の実現にあたって	12

### ■第2章 震災復興計画重点プロジェクト

2-1. 市庁舎の再建	13
2-2. 総合福祉センターの再建	17
2-3. 市街地中心部の再生・活性化	24
2-4. 藤沼湖周辺の再生・整備	35

### ■第3章 復旧・復興を先導するその他の事業

3-1. 災害公営住宅の整備	44
3-2. 大黒池における防災機能強化の取り組み	49
3-3. 公民館における防災機能強化の取り組み	52

### ■第4章 終わりに

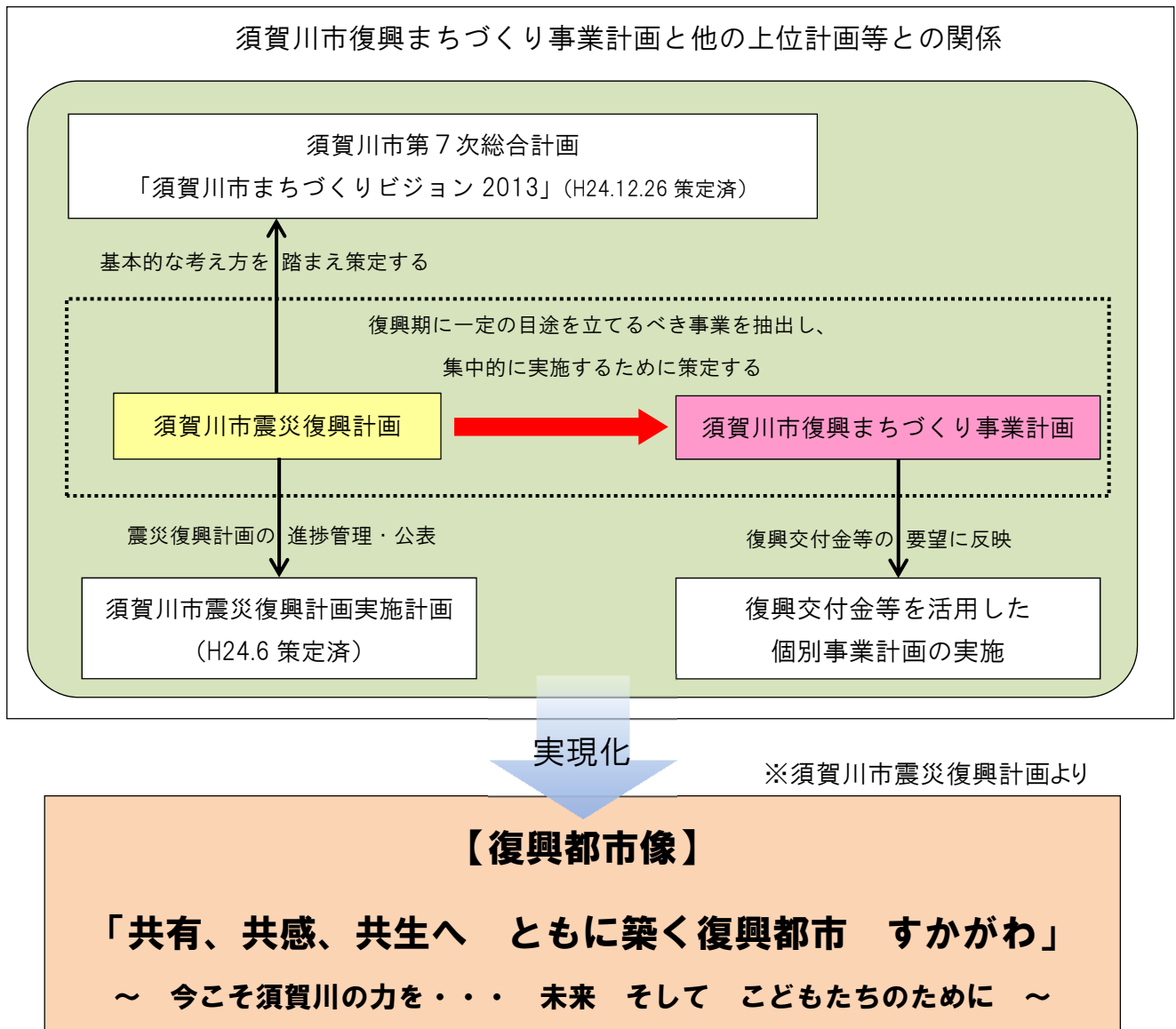
60

# 第1章 復興まちづくり事業計画の概要

## 1-1 事業計画策定の目的と上位計画との関係

復興まちづくり事業計画（以下「本計画」という。）は、「須賀川市震災復興計画（平成23年度～平成27年度）」（以下「市震災復興計画」という。）に位置づけている重点プロジェクトを中心に、本市の復旧・復興に向けた緊急性の高い大規模事業を具体化し、一層推進するために策定するものであり、今後の防災機能の強化を含めて復興期（平成27年度末まで）に一定の目途を立てるべき事業を抽出し、集中的に実施するために策定します。

今後は、本計画に基づき復興交付金等を活用しながら個別事業の具体化を図り、東日本大震災（以下「震災」という。）からの復旧・復興を早期かつ着実に進めることにより、本市の復興都市像である「共有、共感、共生へ ともに築く復興都市 すかがわ」の実現に取り組んでいきます。





## 1-2 事業計画策定にあたって

---

### 1 事業計画策定の流れ

本計画を策定するにあたっては、物的被害、聴取意見などによる震災時の状況や震災の影響により今も残る課題、震災以前から市域が有する課題を整理し、復興のためのまちづくりに向けた課題を明確にすることが重要です。

このため、これらの課題を整理し、明確にしなが、「市庁舎や総合福祉センターの再建」、「市街地中心部の再生・活性化」、「藤沼湖周辺の再生・整備」といった市震災復興計画の重点プロジェクトに位置づけている事業や災害公営住宅の整備などの復旧・復興を先導するその他の事業のうち、復興に向けて緊急性が高く、復興期に一定の目途を立てるべき事業を抽出し、本計画に位置づけました。

なお、本計画においては、各事業の方向性を設定し、事業ごとに目的や方針などを定めるとともに、防災・減災に加え、平常時の再生・活性化にも寄与することを基本的な視点としながら策定しました。

# 須賀川市震災復興計画

## 【復興都市像】

「共有、共感、共生へ ともに築く復興都市 すかがわ」  
～今こそ須賀川の力を… 未来 そして こどもたちのために～

具体化

実現

## 須賀川市復興まちづくり事業計画

⇒事業ごとに目的や方針などを策定

基本的視点「災害時は防災・減災／平常時は再生・活性化」

復興のためのまちづくりに向けた課題を明確にしなが、復興に向けて緊急性が高く、復興期に一定の目途を立てるべき事業を抽出した上で、復興まちづくり事業計画に位置づける

### 震災復興計画重点プロジェクト

市庁舎や総合福祉  
センターの再建

市街地中心部の  
再生・活性化

藤沼湖周辺の  
再生・整備

未来を担うこども  
の健康管理体制  
の構築

先進医療施設・再生  
可能エネルギー  
施設の誘致

### 復旧・復興を先導するその他の事業

災害公営住宅  
の整備

大黒池における防災  
機能強化の取り組み

公民館における防災  
機能強化の取り組み

その他事業  
○避難所などの安全性確保  
○あぶくま高原道路への接続道路整備  
○防災拠点間や防災拠点と市街地中心部の  
アクセス整備 等

□ : 復興期（平成 23 年度～平成 27 年度）に一定の目途を立てるべき事業

□ : 復興期・発展期（平成 23 年度～平成 32 年度）に継続的に実施する事業

## 2 被災状況

### (1) 家屋の被災状況

震災により市全域にわたり多くの住宅、店舗等が被災しましたが、半壊以上の被災家屋の約35%が須賀川地区に集中するなど、特に市街地中心部で深刻な打撃を受けました。

表 1-2-1 住家被害数（平成 24 年 12 月 1 日現在）

区 分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
件 数	1,249	418	3,085	10,553	15,305

(出典 市税務課)

### (2) 公共公益施設の被災状況

#### 1) 市庁舎関係

市庁舎の全壊に伴い行政機能が最大で6ヶ所（市体育館、文化センター、須賀川アリーナ、労働福祉会館、岩瀬支所、卸町分庁舎）に分散しておりましたが、現在では仮庁舎のほか4ヶ所に集約したものの、行政サービスの低下を招いています。

表 1-2-2 市庁舎関係の被災状況（平成 23 年 12 月 1 日時点）

施設名	被災件数	被災状況
本庁舎	1	主要構造躯体の被害により使用不能
支所	2	天井の一部崩落等
計	3	

(出典 須賀川市集計)

## 2) 福祉施設等

総合福祉センターが全壊し、主要な市民交流の場を喪失しています。

表 1-2-3 福祉施設等の被災状況（平成 23 年 12 月 1 日時点）

施設名	被災件数	被災状況
総合福祉センター	1	主要構造躯体の被害により使用不能
障がい者施設	3	外壁亀裂、敷地一部陥没等
老人福祉センター	3	温泉及び給排水設備被害等
高齢者等施設	4	温泉及び給排水設備被害等
保健センター	3	空調ダスト落下、ブロック塀一部倒壊等
保育所	8	内外壁亀裂、電気設備、給排水設備等破損
こども園	2	内外壁亀裂、園庭の一部陥没、給排水管の損傷等
児童クラブ館	9	内外壁亀裂、雨樋脱落、敷地一部陥没等
計	33	

（出典 須賀川市集計）

## 3) 教育施設等

多くの教育施設が被災しましたが、特に第一小学校は校舎が全壊するとともに、屋外運動場の一部が隣接する大黒池側に滑落するなど甚大な被害を受けました。

表 1-2-4 教育施設等の被災状況（平成 23 年 12 月 1 日時点）

施設名	被災件数	被災状況
小学校	17	校舎・プール等の内外壁亀裂等、第一小学校使用不可
中学校	10	校舎・プール等の内外壁亀裂等、第三中学校北校舎使用不可
幼稚園	6	内外壁亀裂等
公民館	8	天井一部崩落、敷地崩落等
図書館	1	壁面亀裂等
社会教育施設（その他）	8	藤沼湖えん堤決壊により全壊（歴史民俗資料館北町収蔵庫） 大ホール天井板一部落下（文化センター）等
体育施設	25	体育館の内外部破損等
計	75	

（出典 須賀川市集計）

#### 4) 農業施設等

藤沼湖えん堤の決壊に伴い、貯留水及び堤体盛土が流失し、一級河川箕ノ子川に流入した結果、下流部の集落（滝、北町、城影）において家屋などが流出するとともに、箕ノ子川流域の約90haの農地等にも被害を及ぼしました。

表 1-2-5 農業施設等の被災状況（平成 23 年 12 月 1 日時点）

施設名	被災件数	被災状況
農業共同利用施設（ライスセンター等）	11	地盤沈下、給排水管破損、内外壁破損等
農地等	463	藤沼湖えん堤決壊により流出、水没
計	474	

（出典 須賀川市集計）

#### 5) 観光施設等

藤沼湖自然公園は、藤沼湖えん堤の決壊のほか、やまゆり荘やふるさと体験館の敷地崩落に伴い建物や設備が損傷するなど、ほぼ全ての施設が被災しました。

表 1-2-6 観光施設等の被災状況（平成 23 年 12 月 1 日時点）

施設名	被災件数	被災状況
藤沼湖自然公園		えん堤決壊、やまゆり荘・ふるさと体験館・コテージ損傷等
労働福祉会館、あきない広場、牡丹園、フラワーセンター、コミュニティプラザ	5	内外壁破損等
計	5	

（出典 須賀川市集計）

#### 6) その他施設等

表 1-2-7 その他施設等の被災状況（平成 23 年 12 月 1 日時点）

施設名	被災件数	被災状況
消防屯所	28	全壊、半壊、一部損壊
市営墓地	1	墓域の地割れ、傾斜、歪み等 被災区画：539 区画
市営住宅	18	外壁・擁壁亀裂、法面崩れ・敷地亀裂等
計	47	

（出典 須賀川市集計）

## 7) 都市基盤等

表 1-2-8 都市基盤等の被災状況（平成 23 年 12 月 1 日時点）

施設名		被災件数	被災状況
道路・街路		496	段差、陥没、亀裂
公園・緑地		12	地盤液状化等
下水道		558	マンホール隆起等
		48	流下不能
上水道	浄水施設	4	配管系閉鎖、未容物系の破損等
	配水施設	105	配水管の破損、亀裂等
	給水施設	346	
計		1,569	

（出典 須賀川市集計）



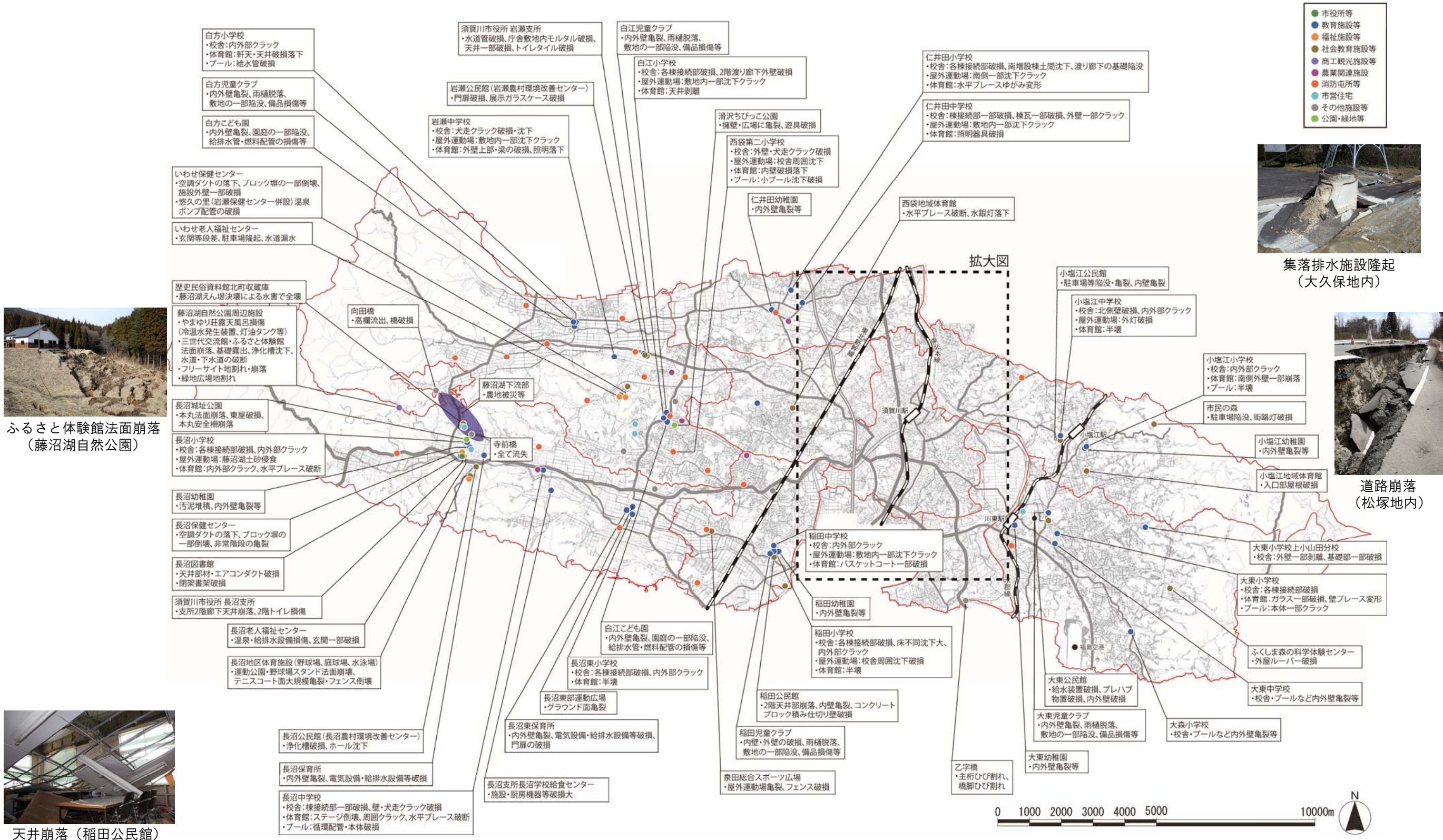


図 1-2-1 主な被災状況（市全域）





家屋倒壊（加治町地内）



構造躯体損傷（第一小学校）



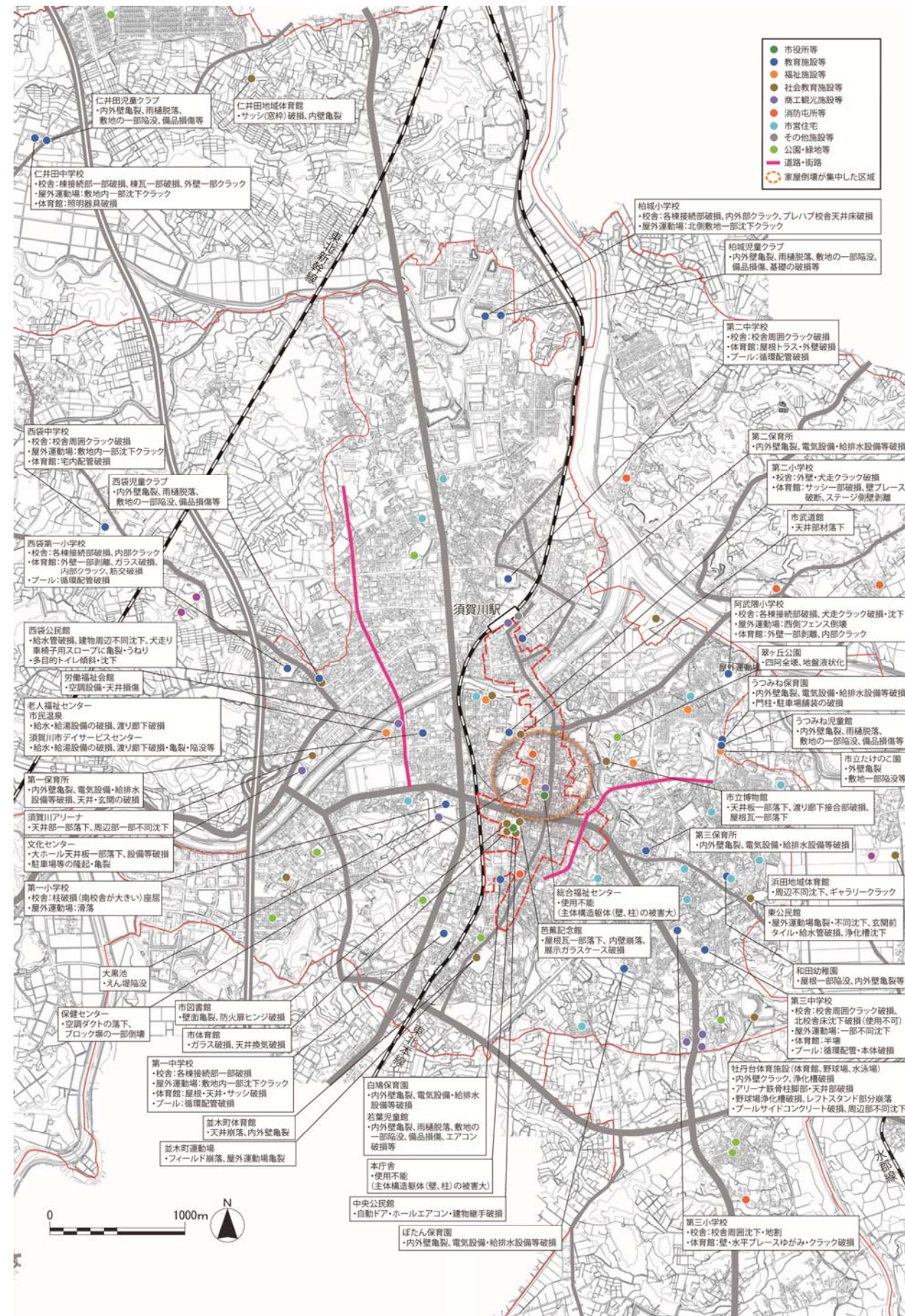
屋外運動場滑落（第一小学校）



道路崩落（大黒池沿い）



構造躯体等損傷  
（本庁舎）



家屋破損（東町地内）



道路崩落（緑町地内）



構造躯体等損傷  
（総合福祉センター）

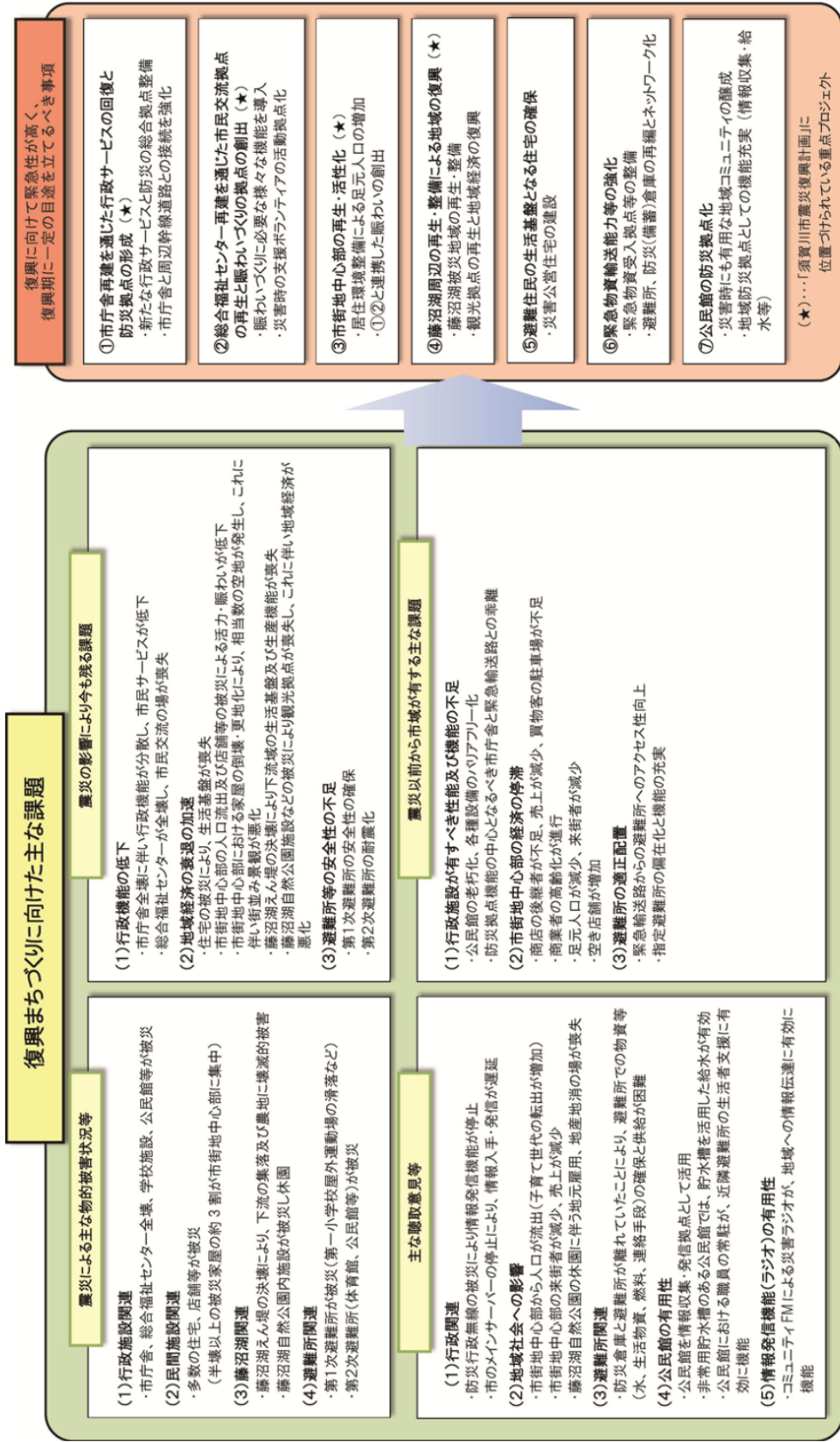
図 1-2-2 主な被災状況（市街地中心部付近）



## 2 検討の方向性

### (1) 復興まちづくりに向けた主な課題と復興期に一定の目的を立てるべき事項

物的被害や関係者からの聴取意見等による震災時の状況や、震災の影響により今も残る課題、震災以前から市域が有する課題を整理し、復興まちづくりに向けた主な課題を明確にしながら、復興に向けて緊急性が高く、復興期に一定の目的を立てるべき事項を以下の通り整理しました。



## (2) 復興まちづくり事業計画に位置づける事業

復興に向けて緊急性が高く、復興期に一定の目的を立てるべき事項に基つき、本事業計画に各事業を位置づけるとともに、各事業の具体的な検討にあたっての基本的視点を「平常時は再生・活性化」、「災害時は防災・減災」の両面から設定します。

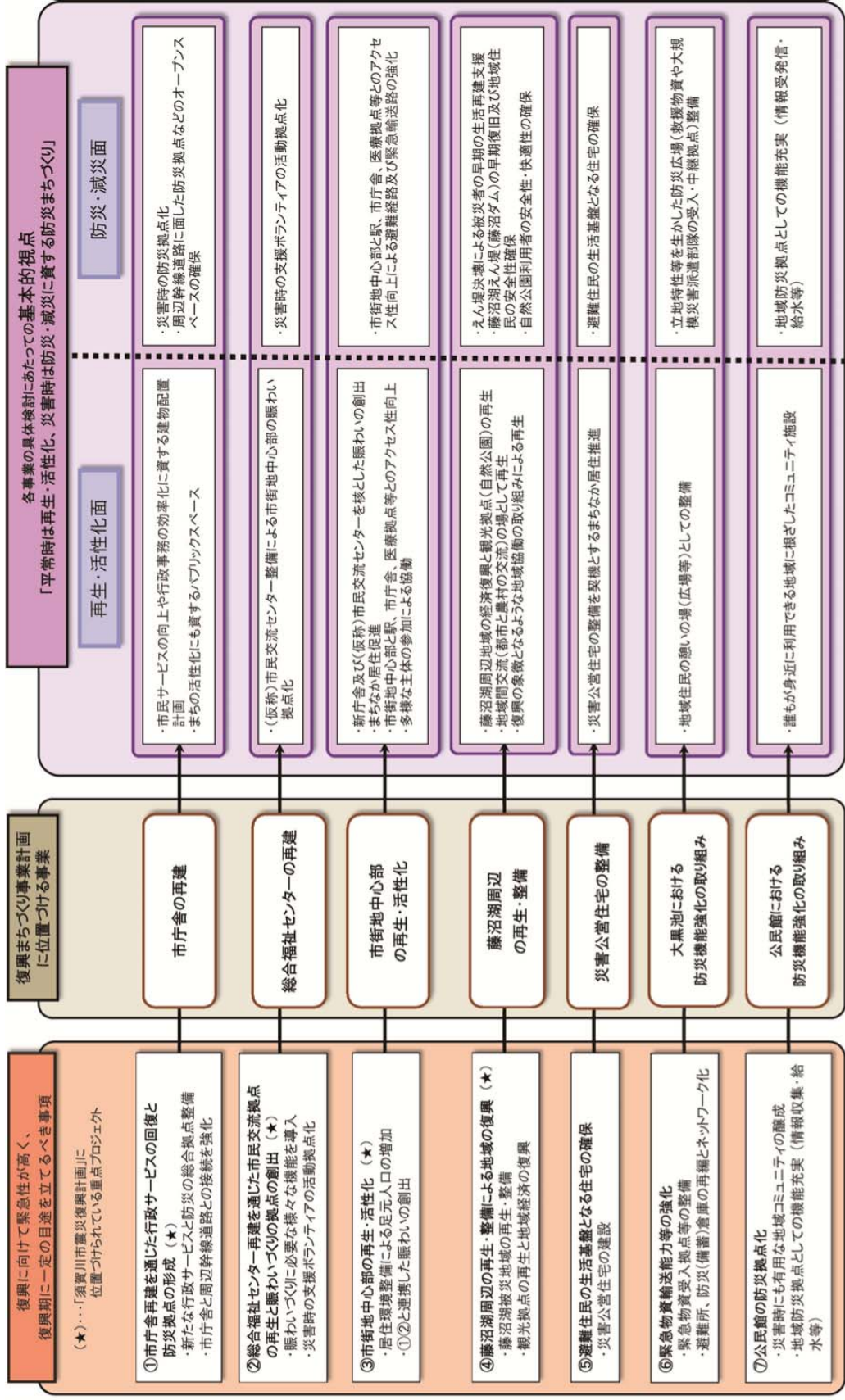
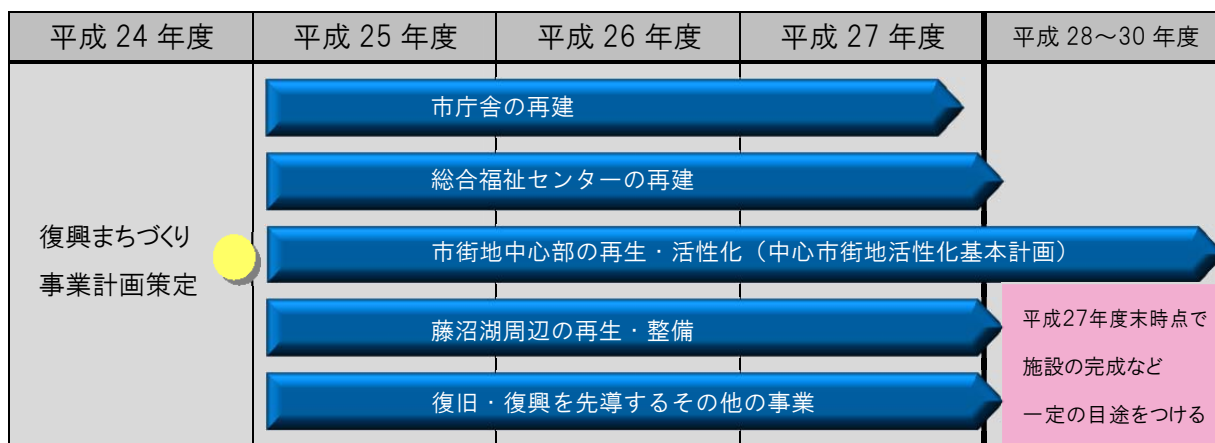


図 1-2-4 復興まちづくり事業計画に位置づける事業

### 1-3 計画期間

計画期間は、平成 25 年度から 30 年度までとします。

ただし、国の「東日本大震災からの復興の基本方針（H23.7.29）」において定められた集中復興期間（平成 27 年度末まで）及び「市震災復興計画」において定めた復興期（平成 27 年度末まで）に合わせ、平成 25 年度から 27 年度までを集中整備期間とし、各事業ともこの期間に、施設の完成など一定の目途をつけるものとします。



※スケジュールは現在検討中のものであり、今後変更になることがあります。

### 1-4 計画の実現にあたって

各事業の具体化にあたっては、市民からの意見等を十分に聴きながら事業を推進することはもとより、特に施設等の整備にあたっては、整備が目的ではなく、施設が将来どのように利活用されるかが重要であるため、施設等整備後の利活用のあり方などを考慮しながら事業を推進します。

また、各事業の事業化にあたっては、市の財政負担に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、国の復興交付金を有効に活用する一方で、既存の補助制度を最大限活用し、市の財政負担を極力軽減しながら着実に計画を推進するよう努めます。

## 第2章 震災復興計画重点プロジェクト

### 2-1 市庁舎の再建

#### 1 目的

新庁舎建設にあたっては、平成24年6月に策定した「須賀川市新庁舎建設基本計画」に基づき、防災拠点としての機能を兼ね備えるとともに、更なる市民の利便性向上を図りながら、復興のシンボルとして早期建設を目指します。

また、市庁舎敷地を含めて防災拠点化を図るため、現敷地の北側及び西側を拡張するとともに、新庁舎に市行政機能の集約を図るという考え方に合わせ、各官公庁などの行政サービスとの一元化を図るため、他の行政機関などの集約を検討します。

#### 【「須賀川市新庁舎建設基本計画」抜粋】

東日本大震災により使用不能となった市庁舎の新たな建設は、市内各所に分散した行政機能を早期に再構築し、市民の利便性を向上させる一方で、東日本大震災からの復興シンボルとして、また、住民自治の拠点としてなど多くの機能を担うことによって、本市の限りない発展と市民福祉の更なる増進に寄与します。

また、新庁舎は、東日本大震災の教訓を生かし、今後の災害から市民生活を守る防災拠点や、早期の市民生活の回復を実現するための拠点としての最重要施設としての役割を果たします。さらに、新庁舎建設敷地は市街地中心部に位置することから、まちの活気、にぎわいを創出する拠点として中心市街地との相乗効果を担う重要な役割を果たします。

#### ＜新庁舎建設の基本理念＞

- I 防災拠点となる安全・安心な庁舎
- II 市民に開かれた利用しやすい庁舎
- III 機能性・柔軟性を重視した庁舎
- IV 環境にやさしい庁舎
- V 須賀川市を象徴する庁舎

## 2 整備方針

新庁舎建設については、防災拠点化及び行政拠点化を図るため、周辺の敷地も含め第一種市街地再開発事業により一体的に整備を進めます。

<p><b>【防災拠点の形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎は、震災の教訓から、敷地を含めて防災拠点化が図れるよう施設計画を行います。</li> <li>・国道 118 号などの幹線道路に直接面し、災害時の緊急車両のアクセスや第 1 次避難所として活用できる広場的空間を整備します。</li> </ul> <p><b>【行政拠点の形成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁舎には、これまで分散していた健康福祉部や水道部のほか、市と密接に関連する団体等を配置し、震災以前にも増して市民サービスの向上、市民ニーズへの対応及び事務効率の向上を図るよう整備します。</li> <li>・新庁舎への市の行政機能の集約に合わせ、市民の更なる利便性向上や行政事務の効率化を図るよう他の行政機関の集約についても検討します。</li> <li>・市街地中心部のまちづくりとも連携して相乗効果を発揮できるよう、まちの活性化にも資するような開かれたパブリックスペースを形成します。</li> </ul>
--

### (1) 市街地再開発事業の概要

市街地再開発事業は以下の計画に基づき推進します。

表 2-1-1 市街地再開発事業の計画概要

名称	須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業				
面積	約 2.9ha				
都市計画法による地域地区	高度利用地区				
公共施設の配置	道路	種別	名称	幅員	延長
		区画道路	市道 1504 号線	約 12.0m	約 186m
			市道 1505 号線	約 6.0m	約 148m
			市道 1506 号線	約 7.0m	約 91m
			市道 1507 号線	約 9.0m	約 30m
市道 1508 号線	約 7.0m	約 160m			
建築物の整備	建築物		敷地面積に対する		主要用途
	建築面積	延べ面積(容積対象)	建築面積の割合	延べ面積の割合	
	約 4,000 m <sup>2</sup>	約 16,000 m <sup>2</sup> (約 13,500 m <sup>2</sup> )	約 1.6/10	約 5.5/10	市庁舎
建築敷地の整備	建築敷地面積		整備計画		
	約 24,300 m <sup>2</sup>		壁面の位置の後退等により敷地内に空地を設け、歩行者の安全性・快適性を確保する。		





図 2-1-1 整備概念図

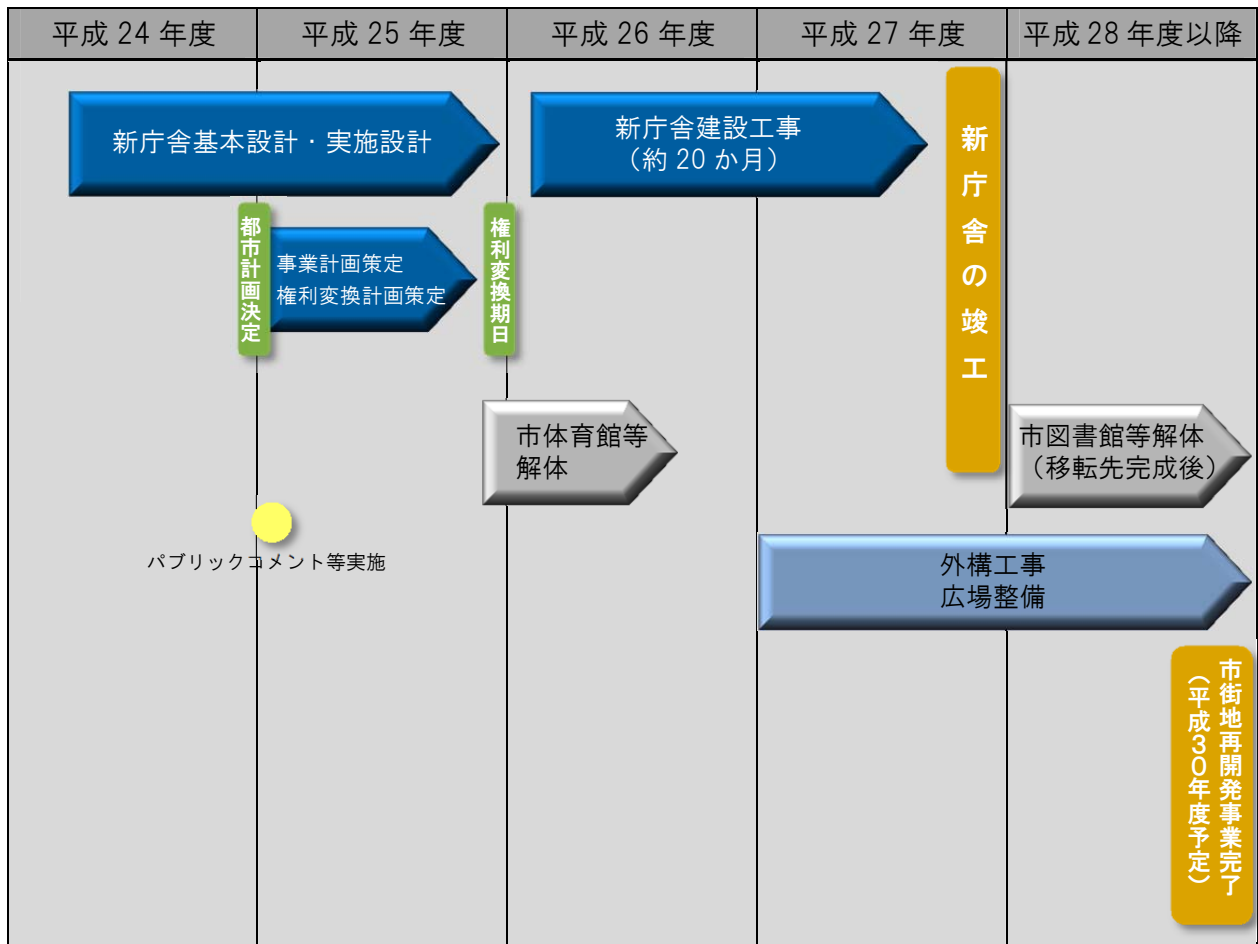


図 2-1-2 計画建物イメージ（敷地南側から望む）

## (2) 整備手法

国の復興交付金（市街地再開発事業）及び新庁舎建設に係る震災復興特別交付税などを活用しながら整備を図ります。

## 3 整備スケジュール



※スケジュールは現在検討中のものであり、今後変更になることがあります。

## 2-2 総合福祉センターの再建

### 1 目的

総合福祉センターは、市街地中心部に位置し、これまで年間約 25 万人が利用するなど、市民活動・交流の拠点として市街地中心部の賑わい創出などに大きな役割を果たしていました。

しかし、震災により総合福祉センターが使用不能となったことに伴い、市民活動・交流の場が喪失するとともに、市街地中心部の活気も低下している状況にあるため、早期に再建する必要があります。

このため、総合福祉センターの跡地には、市民交流機能や生涯学習機能などを有する複合施設『(仮称) 市民交流センター』を市民文化復興のシンボルとして整備します。

#### 【「市震災復興計画」抜粋】

市総合福祉センターについては、これまで市民交流の場として大きな役割を果たしてきた経緯を踏まえ、市民やNPOなどの活動拠点、子どもや高齢者などの市民交流拠点、商店などと連携した賑わいづくりの拠点、更には、生涯学習機能など様々な機能を検討しながら再建を図ります。

市庁舎などの再建に当たっては、市民のコンセンサスを十分反映しながら、整備手法など様々な課題を整理し、民間資本の導入なども含め幅広く検討を進めます。

#### 【総合福祉センターの概要】

- 開館 平成 19 年 4 月 1 日
- 構造 鉄筋コンクリート造
- 敷地面積 2,348 m<sup>2</sup>
- 延床面積 6,818 m<sup>2</sup>
- 階数 地上 5 階地下 1 階
- 機能
  - 1 階「市民交流機能」市民ギャラリー、交流サロン等
  - 2 階「福祉行政機能」市保健福祉部、社会福祉協議会等
  - 3 階「子育て支援機能等」キッズコーナー等
  - 4 階「学習機能」ミニシアター、学習・読書コーナー等
  - 5 階「催事・展示機能」多目的ホール、歓談室等





【総合福祉センターの利用状況】

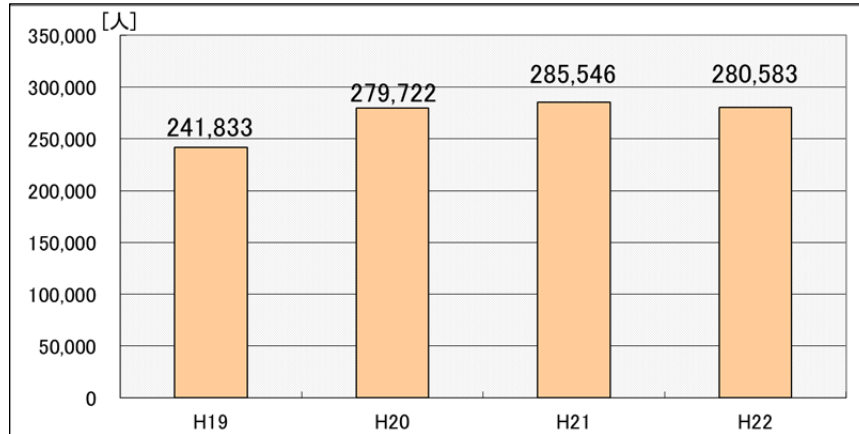


図 2-2-1 総合福祉センター利用者数の推移（人/年度）

（出典 須賀川市集計 ※平成 22 年度は震災前までの実績値）

## 2 整備方針

### （1）整備の方向性と（仮称）市民交流センターの役割

（仮称）市民交流センターの整備については、地域住民や商工業者の生活再建に密接に関連するため、早急に再建を推進することが重要であり、市街地中心部の賑わい拠点としての役割を担うよう地域住民や商工業者などの意見を反映しながら整備します。

また、同センターは新庁舎と防災機能を分担し、市街地中心部の防災性強化に寄与する施設として、また災害時には支援ボランティアの活動拠点となる施設として整備を図ります。

さらには、「都市計画道路須賀川駅並木町線（松明通り）」との連続性の確保とともに、敷地西側の空地と一体的な整備を図りながら、歩行者動線や滞留空間の充実を図り、市街地中心部の賑わいの創出と防災性の向上を目指します。

#### ●方針① 中心市街地の防災機能の強化

- ・市庁舎と防災機能を分担し、市街地中心部の防災機能強化に寄与する施設整備を目指します。
- ・災害時に支援ボランティアの活動拠点として機能するよう整備を図ります。

#### ●方針② 市街地中心部の活性化

- ・平常時は賑わいの拠点としてや市民団体等の活動拠点として機能するよう整備を図ります。
- ・市民交流機能や生涯学習機能などを有する複合施設を市民文化復興のシンボルとして整備します。

#### （仮称）市民交流センターの役割

- 新庁舎と役割分担した市街地中心部の防災拠点（支援ボランティア等の活動拠点）
- 市街地中心部の賑わい拠点

## (2) 具体的な整備方針

(仮称) 市民交流センターの整備にあたっては、市街地中心部の防災拠点・賑わい拠点としての役割を担い、かつ市民の拠り所となる魅力ある施設整備を目指します。

- (仮称) 市民交流センター整備と一体となった低未利用地の活用
  - ・防災広場機能を備えた駐車場や広場の整備を検討
- 「あきない広場」との一体的整備
- 「松明通り」との連続性
  - ・イベント時の一体的利用の検討
  - ・周辺施設と連携し、中心市街地の回遊性を高める機能・整備内容を検討
- 図書館機能の移転・導入
  - ・生涯学習機能と連携し、市図書館機能の充実と魅力の向上
- 中央公民館の移転・導入
  - ・公民館機能を移転・導入し、市民活動の場のほかに、生涯学習機能の導入
- 市庁舎と防災機能を分担し、中心市街地の防災機能を強化
  - ・支援ボランティアなどの活動拠点の形成
  - ・災害時に避難スペースとなる空間の確保

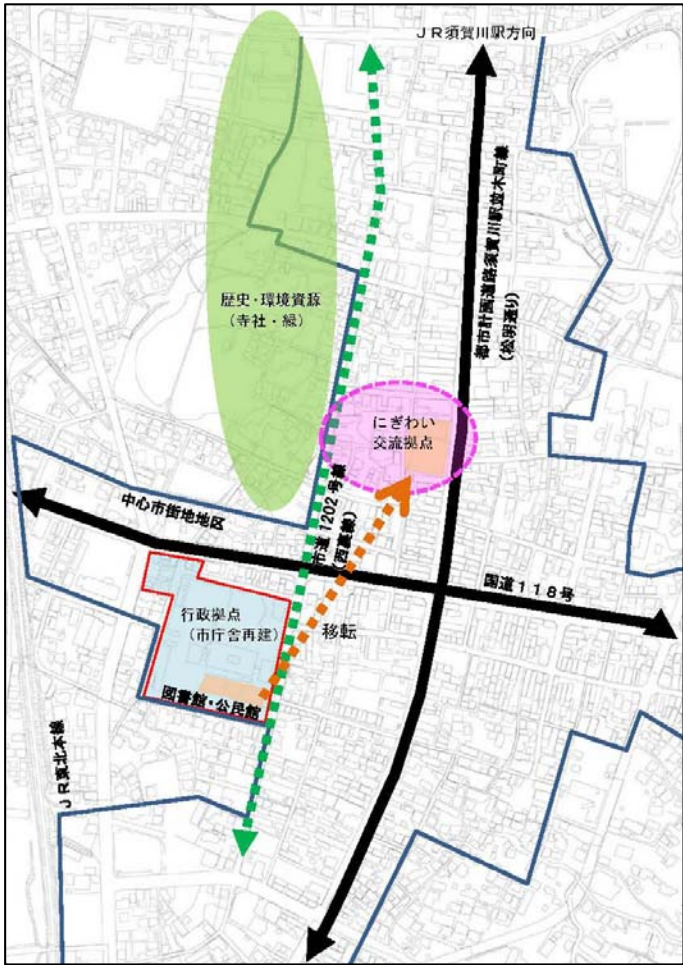


図 2-2-2 (仮称) 市民交流センターの整備方針図

### (3) 施設コンセプト

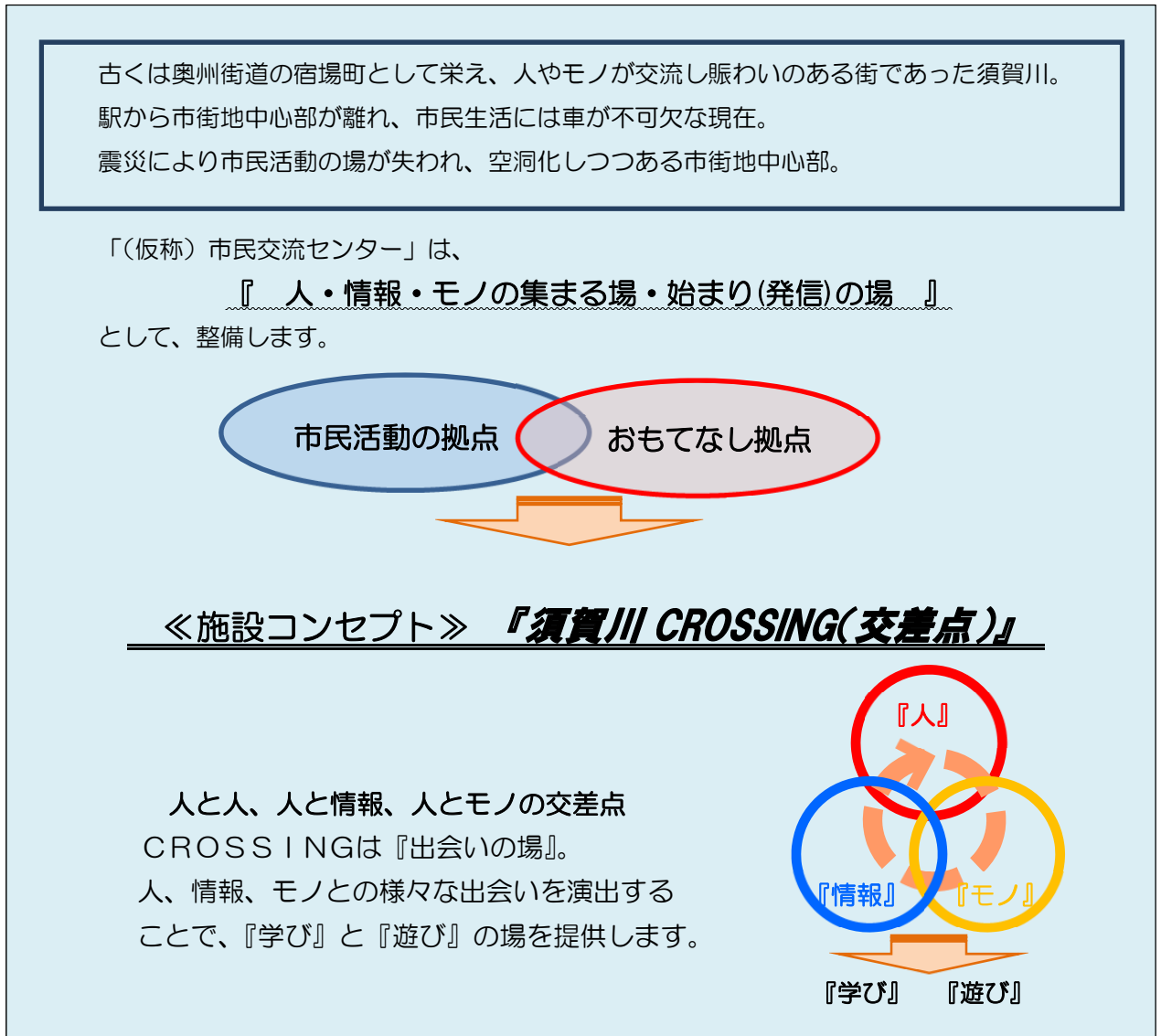


図 2-2-3 施設コンセプト

#### (4) 導入機能の検討

(仮称) 市民交流センターは、「市図書館」及び「中央公民館」を移転整備し、生涯学習機能と連携した図書館機能の充実と魅力アップを図るとともに、市民交流機能や生涯学習機能などを有する複合施設として、市民活動・交流の拠点施設としてふさわしい機能の導入を図ります。また、市街地中心部の賑わいに寄与するよう交通アクセスや情報発信、物産店や飲食などの各機能の導入を検討するとともに、防災機能や子どもたちのための屋内遊戯施設機能の導入を図ります。

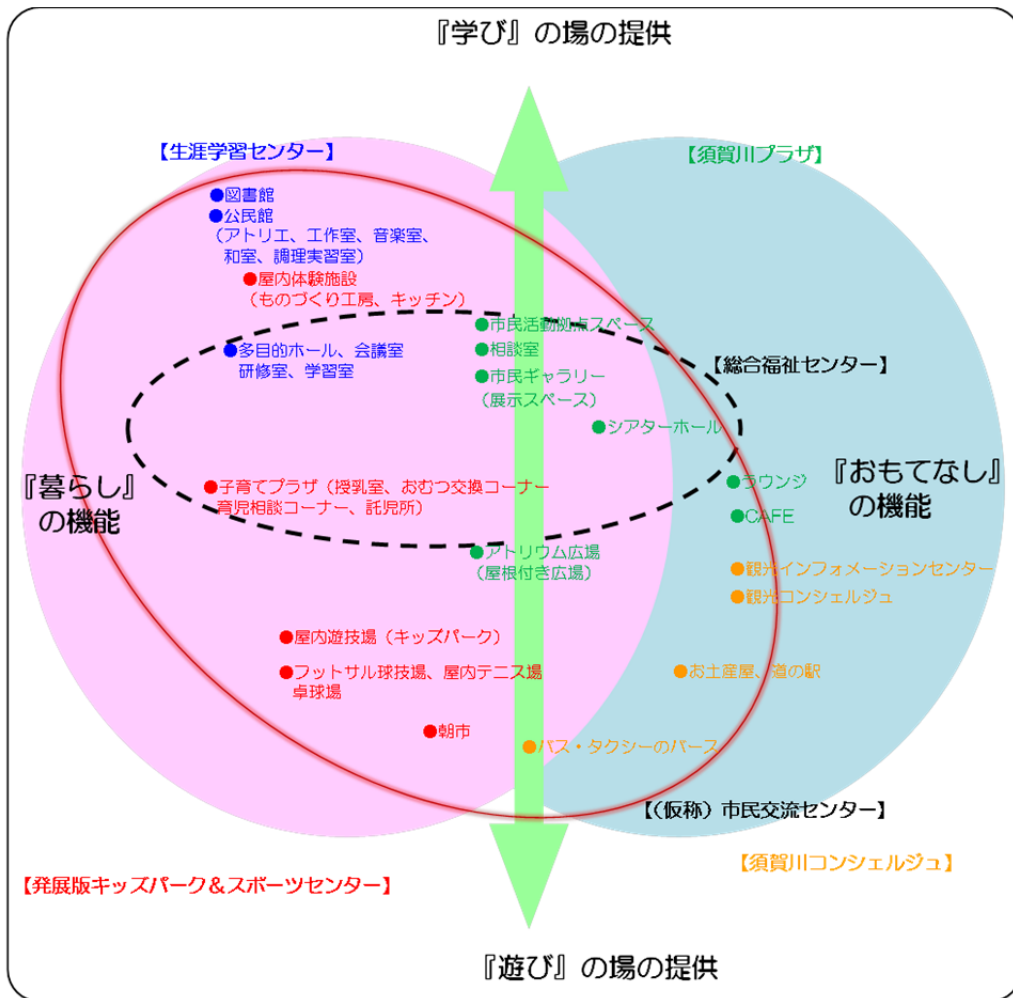


図 2-2-4 導入機能イメージ

表 2-2-1 導入機能イメージ

機能の種別	具体的な導入機能イメージ
須賀川コンシェルジュ (おもてなし機能)	観光インフォメーション・情報コーナー・チャレンジショップ・物産店 等
須賀川プラザ (交流機能)	市民ギャラリー・カフェ・コミュニティFM・ホール・アトリウム広場 等
生涯学習機能	図書館機能・公民館機能 (会議室・研修室・アトリエ 等)
子育て支援機能	キッズパーク 等
スポーツセンター (健康増進機能)	フットサル 等
交通ターミナル機能	バス・タクシーバース・駐車場 等
防災機能	備蓄倉庫・避難スペースとなる空間・支援ボランティアの活動拠点 等
その他機能	各団体等の事務所 等

※各機能の詳細については基本設計段階で検討する予定としています。

## (5) 施設計画の考え方

### 1) 動線の考え方

- ・ メインエントランスは、「松明通り」に面して設け、須賀川らしい景観形成に寄与するデザインとします。
- ・ 周辺の回遊性を向上するため、アトリウム広場を東西に開放するなど、市道 1202 号線（西裏線）と「松明通り」をつなぐ歩行者動線を確保します。なお、歩行者動線と車両動線との交差を極力少なくするよう検討します。
- ・ 市街地中心部の交通ターミナル機能としてバスベイを検討します。

### 2) ゾーニングの考え方

- ・ 建物内にアトリウム広場を整備するなど、様々なイベントに活用できる空間を整備します。
- ・ 敷地西側に駐車場を確保し、市街地中心部の活性化に寄与するように整備します。また、駐車場の一部は、多目的広場として活用できるように整備し、イベント時にはアトリウム広場と一体的に活用可能な計画とします。

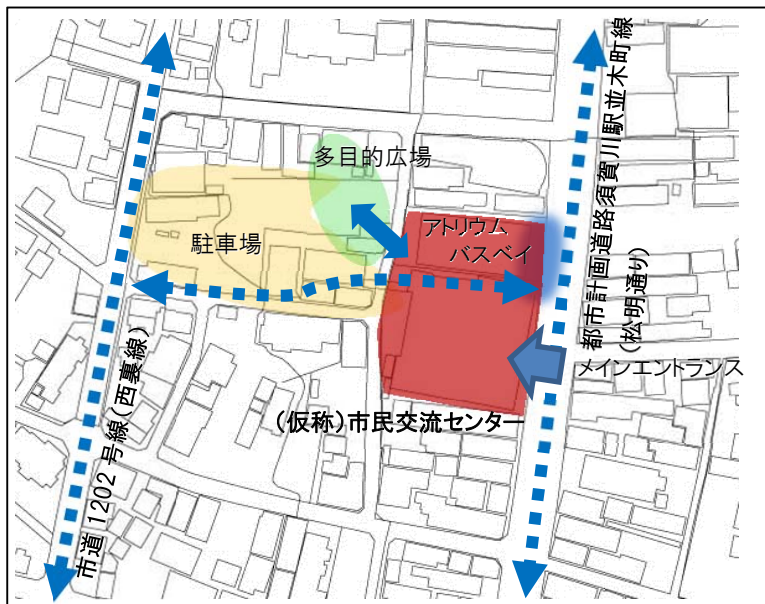


図 2-2-5 施設計画ゾーニングイメージ

屋上	フットサル		
6F	キッズパーク・アスレチック		
5F アトリエ・スタジオ	ミニシアター	ホール	
4F 多目的室・会議室			
3F	図書館（児童・芸術コーナー）		
2F	図書館（一般開架・学習室）		
1F	市民ギャラリー・カフェ・物産店・情報コーナー		
B1F	書庫・備蓄倉庫・機械室等		

図 2-2-6 施設構成イメージ



## (6) 整備手法等

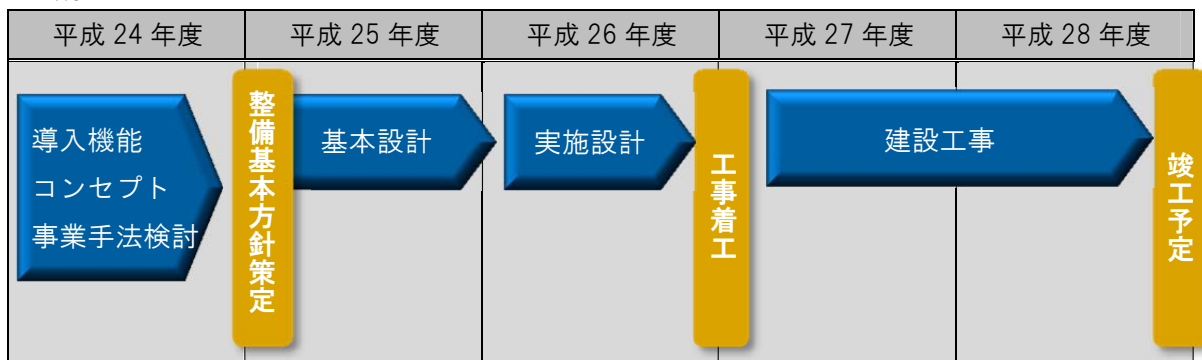
### 1) 整備手法

施設整備にあたっては、国の復興交付金及び社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業や都市再生整備計画事業等）などを活用しながら整備を図ります。

### 2) 管理運営方法

施設の管理運営については、指定管理者制度の活用など、民間による管理運営方法についても、内閣府による調査などを参考にしながら検討を進めます。

## 3 整備スケジュール



※スケジュールは現在検討中のものであり、今後変更になることがあります。

## 2-3 市街地中心部の再生・活性化

### 1 目的

本市においては、平成11年3月の「須賀川市中心市街地活性化基本計画」の策定以降、市街地中心部の活性化に取り組んできましたが、市街地中心部における人口の減少、商業機能などの低下が進行しています。

また、震災の影響により、市内における半壊以上の家屋の約3割が市街地中心部に集中するとともに、被災家屋の解体により空地が増えるなど、当該地域は壊滅的な被害を受けています。

このため、市街地中心部は、長い歴史の中で文化・伝統を育み、各種機能が培われてきた「まちの顔」というべき地域として、市民、事業者、各団体、行政などがその将来像を共有し、協働の理念に基づいた新たな視点により復興に向けて一体的に取り組むことが重要であり、賑わいと防災性を向上させた本市の復興まちづくりを先導する地域となるよう再生・活性化に取り組みます。

#### 【「市震災復興計画」抜粋】

市庁舎などの再建や空き地の有効活用、更には南部地域まちづくりの方向性なども踏まえ、これらと連動した面的整備について検討します。また、中心となる市街地に都市機能を集約し、歩いて暮らせる機能集約型のコンパクトなまちづくりを形成することにより、居住性、快適性を高め、商店街を含めた市街地全体の活性化を図るため、『須賀川市中心市街地活性化基本計画（平成11年3月）』の見直しを含め、新たな視点からの土地利用計画の策定やまちづくり会社の設立など、様々な角度から今後のまちづくりについて、地域住民や行政などが一体となって、話し合い、検討を進めます。

## 2 市街地中心部の再生・活性化に関する基本的な方針等

### (1) 現状の整理

#### 1) 人口動向

須賀川市の人口は、旧長沼町、旧岩瀬村との合併などにより年々増加の傾向を示していましたが、震災などの影響により、微減傾向にあります。市全人口に占める市街地中心部の人口比率も下降しており、郊外と比較するとより減少率が高くなっています。

年齢別人口比率の傾向は、生産年齢層に大きな変動は見られませんが、若年層が若干減少し、高齢者、特に75歳以上の後期高齢者の割合が若干増加しています。

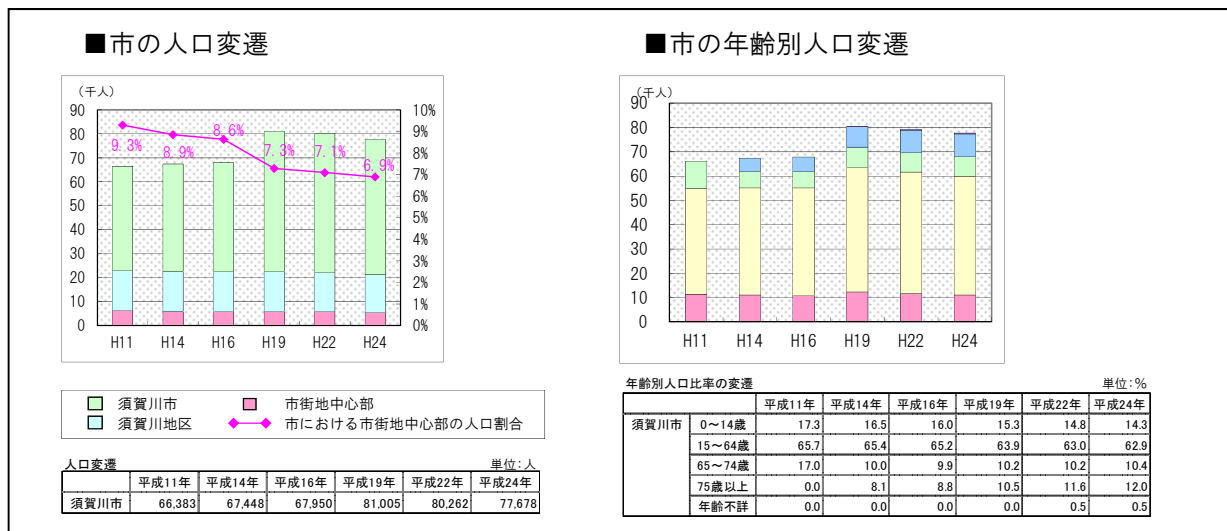


図 2-3-1 須賀川市における人口動向

(出典 H22 統計書、H24 住民基本台帳)

#### 2) 商業動向

市街地中心部では小売事業所数、商品販売額、売場面積ともに微減傾向が続いている一方、市街地中心部を除く須賀川地区において小売事業所数と商品販売額が僅かに増加し、売場面積が大きく増加していることから、市街地中心部を除く須賀川地区に大規模店舗が増加していることが窺えます。

##### ○小売事業所数

市全域の小売事業所数は平成19年度に下げ止まりし、以降、微増傾向にあります。ただし、市街地中心部に限り、微減傾向がなお続いており、市街地中心部以外の郊外への立地が進んでいます。

##### ○商品販売額

市全域の商品販売額は平成19年度に下げ止まりし、以降、微増傾向にあります。なお、市街地中心部では微減傾向がなお続いており、市街地中心部を除く須賀川地区にさらにシフトしていることが窺えます。

##### ○売場面積

市全域の売場面積は、市街地中心部を除く須賀川地区における面積増加に伴い、年々増加しています。一方、市街地中心部では微減傾向にあります。



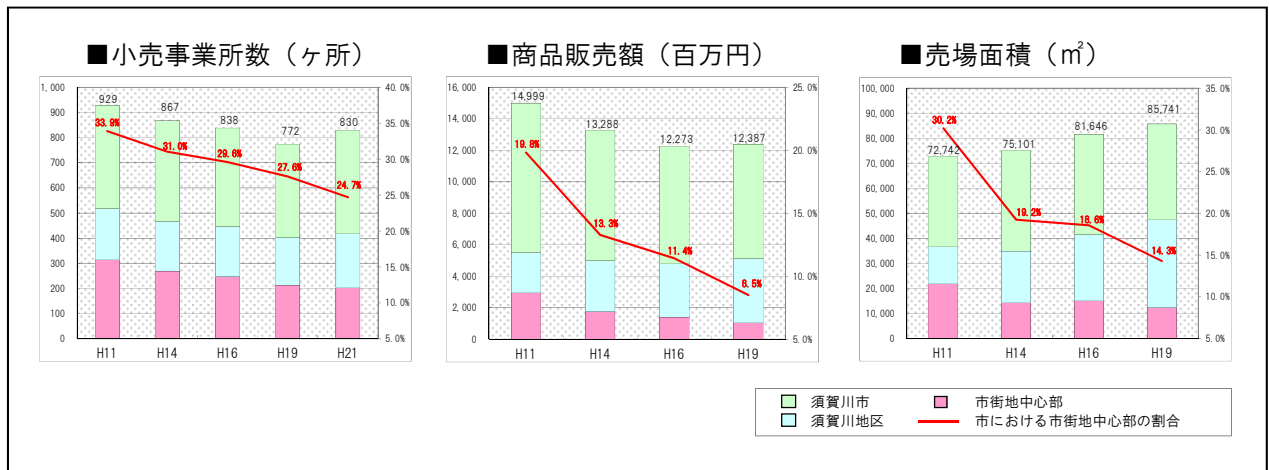


図 2-3-2 須賀川市における商業動向 (出典 H18 事業所・企業統計調査、H21 経済センサス)

### 3) 就業・就学構造

須賀川市の就業・就学構造は、約 5,000 人の流出過多となっています。主な就業・就学先は、郡山市となっています。

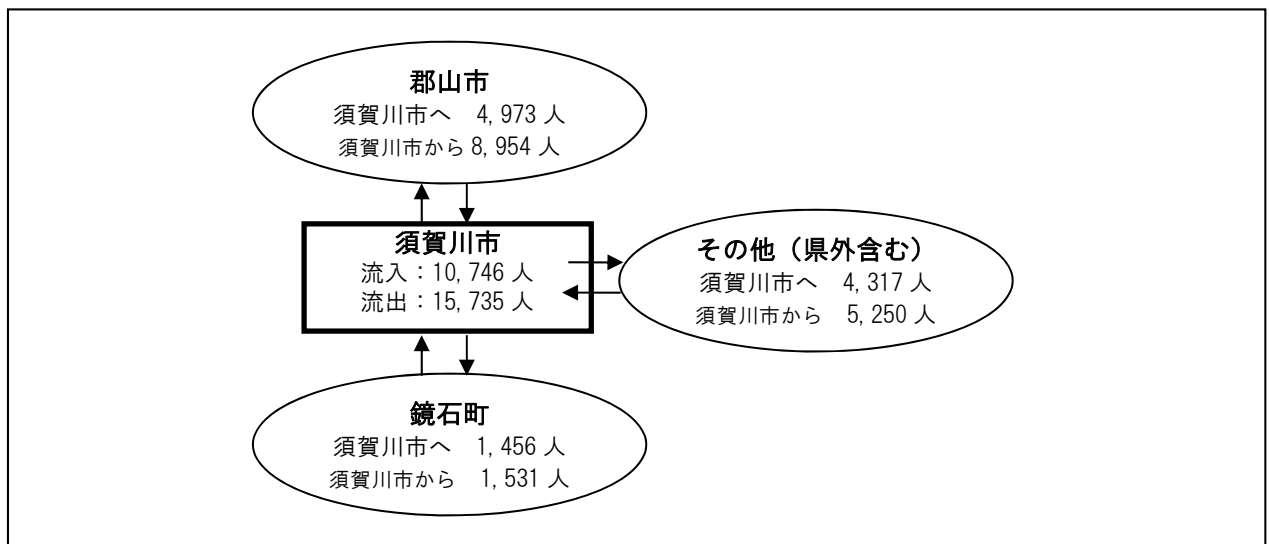


図2-3-3 須賀川市における就業・就学構造 (出典 H22国勢調査)

### 4) 公共公益施設等の立地状況

市街地中心部には、市庁舎、公立岩瀬病院など主要な公共公益施設が立地しています。しかし、市庁舎や地域活動の主要な場であった「総合福祉センター」が震災により被災し、使用不能となりました。

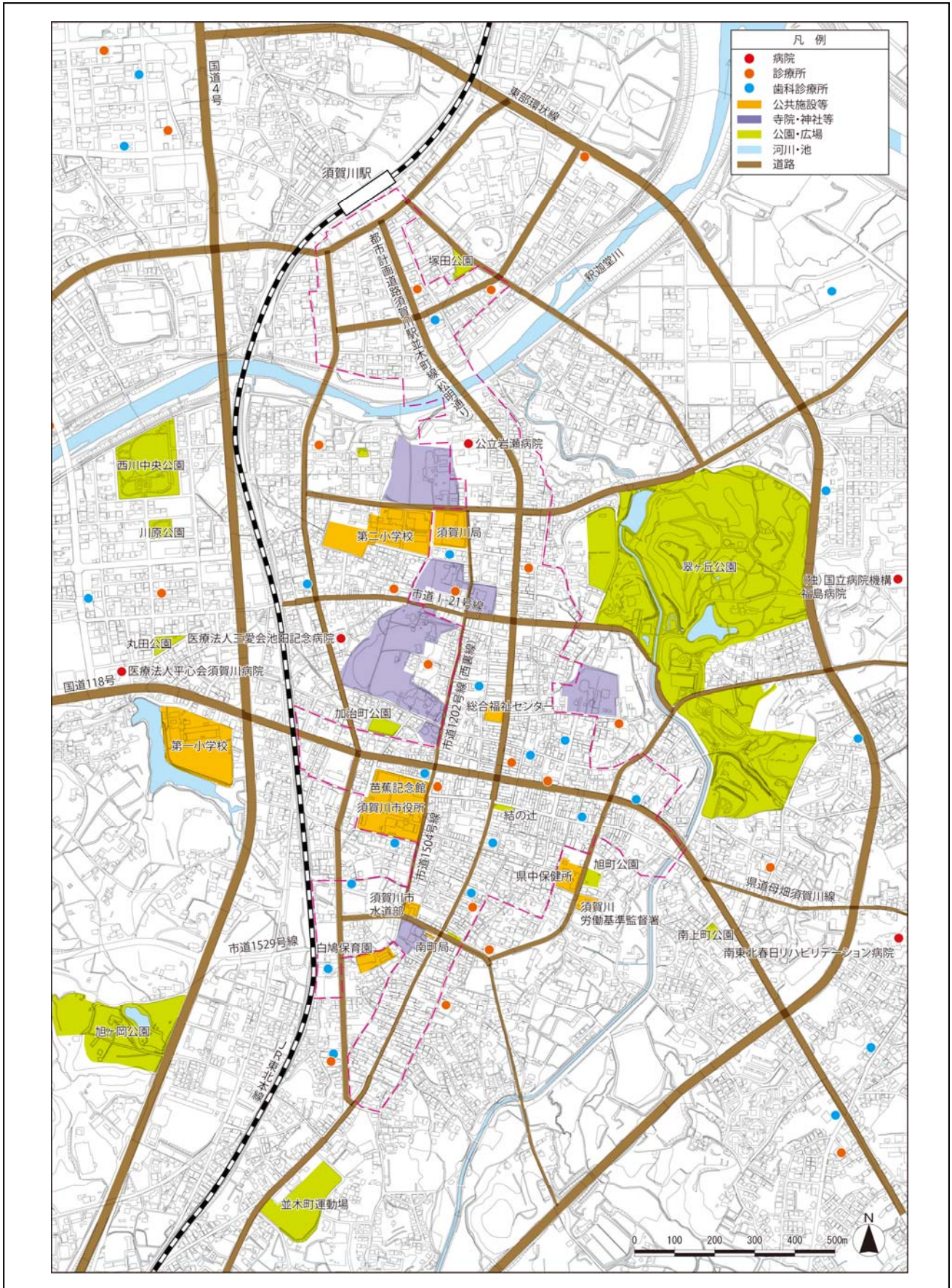


図2-3-4 市街地中心部の公共公益施設立地図



## 5) 観光入込客数

須賀川市の観光入込客数は、1,300千人/年前後で推移しています。市庁舎敷地内に立地していた芭蕉記念館の来館者数は、微増傾向にありましたが、震災で被災し、現在は使用できない状態にあります。

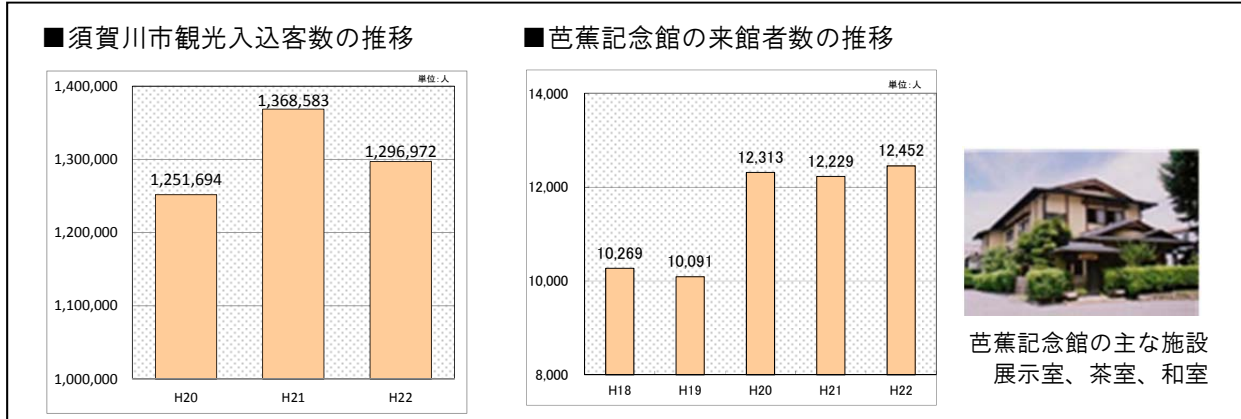


図2-3-5 須賀川市の観光入込客数と芭蕉記念館の来館者数 (出典 福島統計BOX、H22統計書)

## (2) 市街地中心部の被災状況

### 1) 家屋の被災戸数

家屋等の被災について、全壊、大規模半壊、半壊の戸数を整理すると、市全域に占める市街地中心部での被害戸数は約25% (1,175戸/4,752戸) に相当し、とりわけ市街地中心部の被害が大きかったことを示しています。

表2-3-1 市街地中心部の被災状況

	市全域		市街地中心部*				中心部の割合 b/a
	被災家屋		被災家屋		うち取壊し		
	件数(a)	割合	件数(b)	割合	件数	割合	
全壊	1,249	8%	589	28%	472	92%	47%
大規模半壊	418	3%	78	4%	5	1%	19%
半壊	3,085	20%	508	24%	14	3%	16%
小計	4,752	31%	1,175	55%	491	96%	25%
一部損壊	10,553	69%	874	41%	6	1%	8%
不明	0	0%	74	3%	16	3%	-
	15,305	100%	2,123	100%	513	100%	14%

(出典 須賀川市集計)

※中心市街地活性化基本計画(平成11年3月)の計画区域に含まれる中山、栄町、塚田、北町、上北町、諏訪町、宮先町、池上町、加治町、中町、東町、八幡町、本町、馬町、大町、旭町、南町の計17町

### 2) 市街地中心部の被災箇所

市街地中心部においては、広範囲にわたり被害を受けていますが、特に、国道118号と市道I-21号線に挟まれた市街地中心部の中でも多くの主要施設が立地する範囲や西裏線沿道で多くの被害を受けました。



図2-3-6 市街地中心部の被災状況図

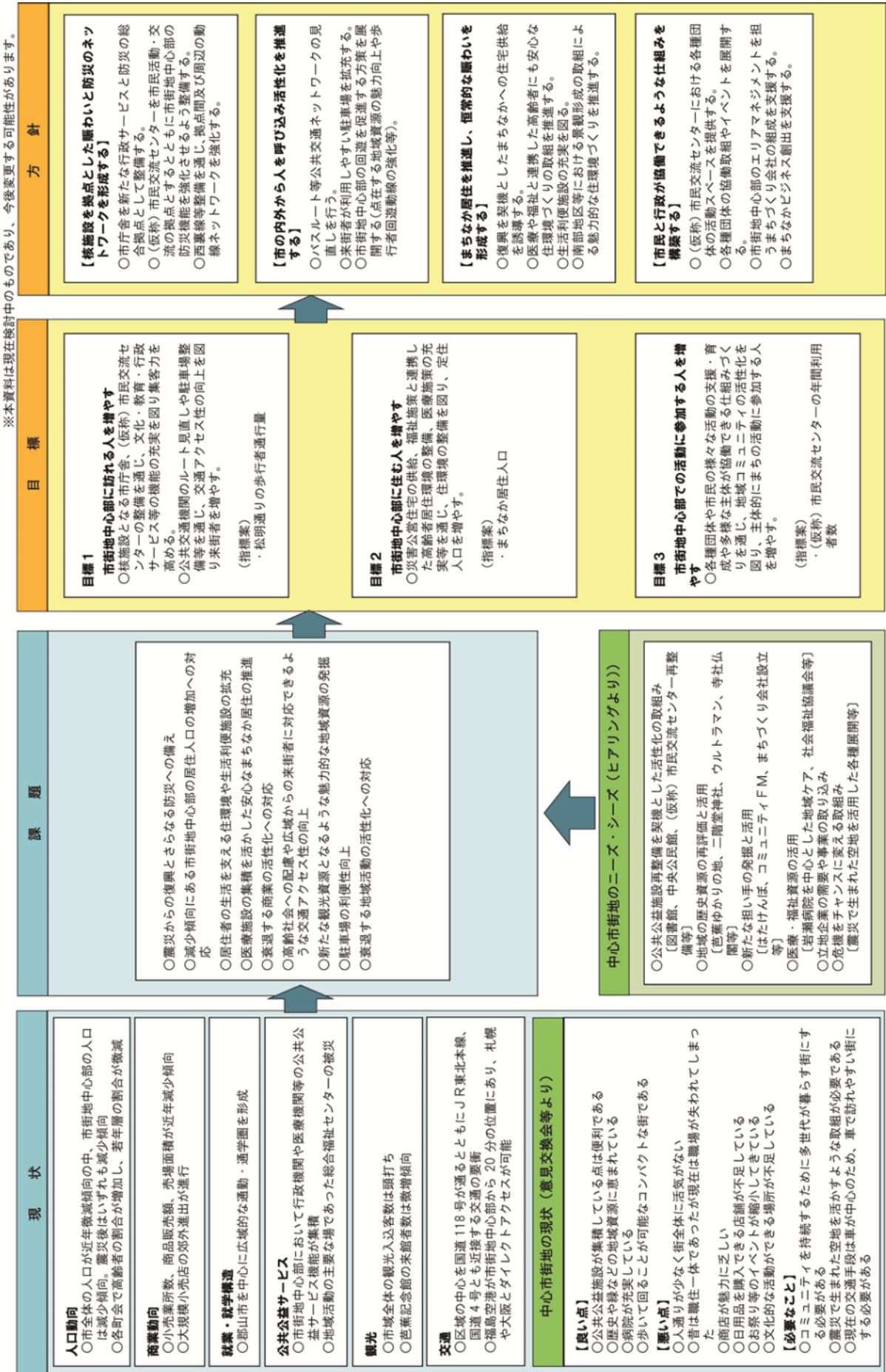
### (3) 中心市街地活性化基本計画策定にあたっての基本的な考え方

市街地中心部における現状を把握するとともに、市民との意見交換会及びヒアリング等で得られた市街地中心部におけるニーズやシーズを踏まえ、市街地中心部の再生・活性化に向けた課題を整理し、方針及び目標を設定します。

現状や課題等の内容は表2-3-2のとおりであり、これらをもとに目標及び基本的な方針等を定めます。



表2-3-2 須賀川市中心市街地活性化基本計画策定にあたっての基本的な考え方



○計画期間 平成26年度～平成30年度(予定)

#### (4) 目標及び基本的な方針

市街地中心部の再生・活性化を進めるにあたっては、これまでの「須賀川市中心市街地活性化基本計画」の検証結果を踏まえるとともに、本項で整理した市街地中心部の現状や震災での被災状況等を勘案しながら、新たな「中心市街地活性化基本計画」を策定し、その計画に基づき活性化を図ることが重要となります。

このため、下記の目標及び基本的な方針に基づき、地域住民や商工業者などの意見等を反映しながら市街地中心部の再生・活性化を推進します。

市街地中心部における再生・活性化の目標	
① 訪れる人を増やす	② 住む人を増やす
③ 活動に参加する人を増やす	
基本的な方針	
<b>賑わいと防災の拠点整備、動線ネットワークの形成</b> ○新庁舎、(仮称)市民交流センター、中核医療機関を賑わいと防災の拠点に位置づけ ○拠点及び地域資源を結ぶ賑わいと防災の動線ネットワークを強化	<b>市の内外から人を呼び込み活性化を推進</b> ○来街者が市街地中心部を訪れやすくなる交通ターミナル機能などを拡充 ○点在する地域資源の魅力を向上・発信 ○魅力ある商業機能を集積
<b>まちなか居住を推進し、恒常的な賑わいを形成</b> ○復興を契機としたまちなかへの住宅供給を誘導 ○医療や福祉などと連携した高齢者にも安心な魅力的な住環境づくりを推進	<b>市民と行政が協働できるような仕組みを構築</b> ○各種団体の活動スペースを拡充 ○商工業者や各種団体と市との協働によるイベント等を実施

#### (5) 再生・活性化を図る区域の設定

区域の設定については、平成 11 年 3 月に策定した「須賀川市中心市街地活性化基本計画」の検証結果などを踏まえて、平成 25 年度に新たに策定を予定している中心市街地活性化基本計画において設定します。

#### (6) 再生・活性化イメージ

多くの市民が常時集う拠点施設として、総合福祉センターの跡地に整備する (仮称) 市民交流センター、新庁舎及び中核医療機関を位置づけ、災害時には、各施設が防災拠点としての役割を担えるよう計画します。

また、市街地中心部における動線ネットワークは、平常時は来街者が賑わい拠点や地域資源をめぐるための回遊路として、災害時は避難路として機能するよう計画します。

このため、新庁舎及び(仮称)市民交流センターなどの拠点施設間を結ぶ南北の軸線のほか、拠点施設と地域資源を結ぶ東西の動線ネットワークの強化を検討します。

また、大黒池に整備する防災拠点及び国道 4 号から市街地中心部に位置する新庁舎などの防災拠点施設へのアクセスを強化する一方で、平常時の市街地中心部へのアクセス性を向上させるために、交通ターミナル機能を須賀川駅だけでなく、(仮称)市民交流センターに配置することも検討します。



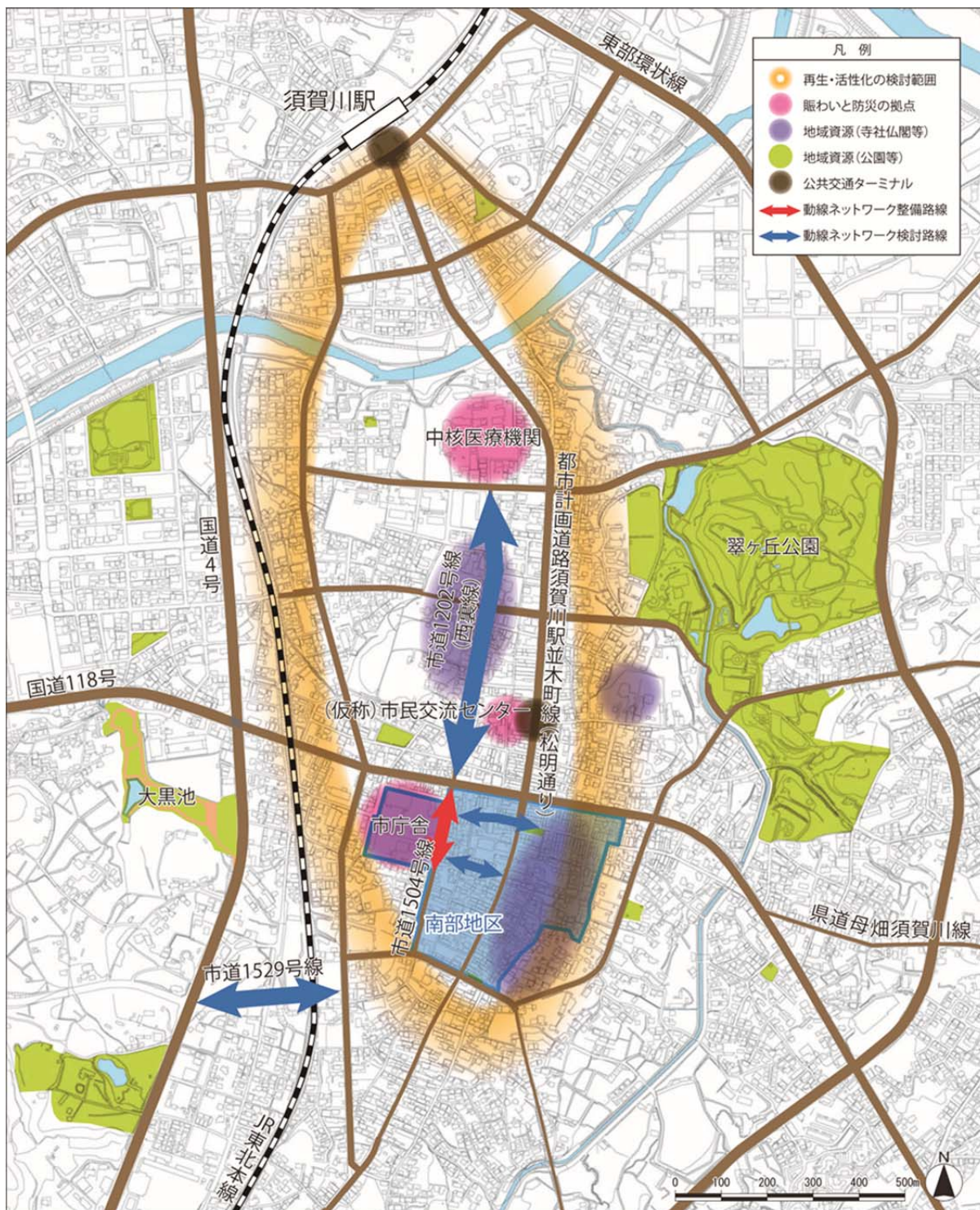


図2-3-7 市街地中心部の再生・活性化イメージ図

### (7) 整備手法

国の復興交付金及び新たな中心市街地活性化基本計画の認定と連携した国の支援制度などを活用しながら整備を図ります。

## (8) 基本的な方針に基づく主な事業イメージ

基本的な方針及び再生・活性化イメージ等に基づき、市街地中心部の再生・活性化を図る上で骨格となる主な事業等として、以下の事業等を検討します。

### 1) 賑わいと防災の拠点整備、動線ネットワークの形成

#### 【新庁舎の建設】

新庁舎の建設にあたっては、須賀川の歴史・風土に配慮した景観形成を図るとともに、市民サービスの更なる向上を目指すため、他の行政機関等の集約化などの将来計画にも柔軟に対応できるよう建設します。また、まちなかへの回遊を促進し、市街地中心部の賑わい創出にも資するような機能の導入を図ります。

なお、災害時には総合的な防災拠点として機能するよう幹線道路などとのアクセス性を向上させるとともに、第1次避難所としての機能を有する防災広場を整備するため、敷地の拡張を図ります。

#### 【(仮称) 市民交流センターの整備】

(仮称) 市民交流センターの整備にあたっては、新庁舎と同様、須賀川の歴史・風土に配慮した景観形成を図るとともに、「市図書館」及び「中央公民館」の移設をはじめ、市民活動・交流の拠点として、市街地中心部内外を問わず様々な市民が利用しやすくなる機能の導入を図ります。

なお、災害に備えて新庁舎と防災・減災機能を分担し、市街地中心部の防災・減災機能強化にも寄与する施設整備を図ります。

#### 【動線ネットワークの形成】

拠点施設間を結ぶ南北の軸線整備の一環として、新庁舎東側の市道1504号線の一部を整備するとともに、南部地区での道路事業などとの整合を図りながら、市街地中心部における安全、安心で、快適な動線ネットワークが形成できるよう検討します。

また、大黒池に整備する防災拠点及び国道4号から市街地中心部に位置する新庁舎などの防災拠点施設へのアクセスを強化するため、市道1529号線などの道路整備を図ります。

### 2) 市の内外から人を呼び込み活性化を推進

- ・ (仮称) 市民交流センターの整備にあたっては、交通ターミナル機能や駐車場など、来街者が市街地中心部を訪れやすくなる機能の導入を図ります。
- ・ 被災した土蔵などの歴史的建造物を修復・活用する取り組みや案内ガイド、歴史マップ作成などを通じた情報発信の取り組みなど、様々な市民活動を実施している市民団体やNPOなどと連携し、市街地中心部の活性化を図ります。
- ・ 空き店舗の有効活用やチャレンジショップなどの取り組みによる、魅力ある商業機能の集積を図ります。



### 3) まちなか居住を推進し、恒常的な賑わいを形成

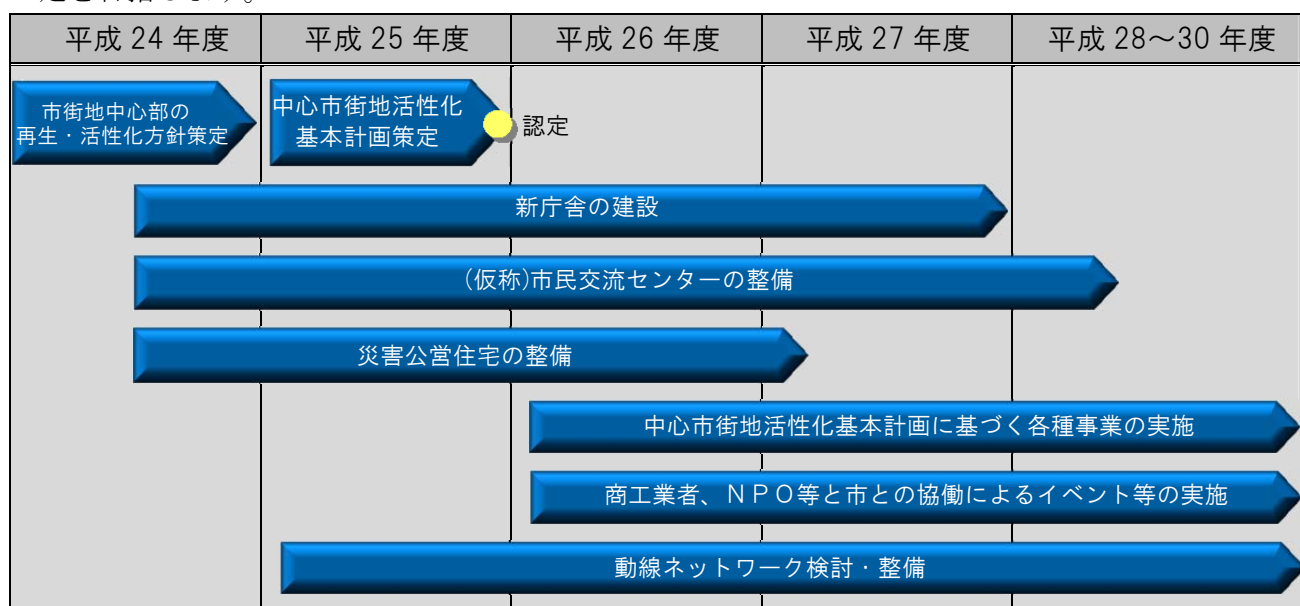
- コンパクトシティの考え方や多様な都市機能の集積によるまちの価値及び利便性の向上を図る観点から、市街地中心部への定住化を促進する必要があるため、その一環として災害公営住宅を市街地中心部に整備します。
- 公立岩瀬病院をはじめとした医療機関や福祉施設と連携しながら、高齢者にも安心な住環境づくりを推進します。
- 南部地区の景観形成の取り組みなどと連動しながら魅力的な住環境づくりを推進します。

### 4) 市民と行政が協働できるような仕組みを構築

- (仮称)市民交流センターの整備にあたっては、各種市民団体などの活動スペースとして利用できる機能の導入を検討します。
- 市街地中心部の活性化を図るため、翠ヶ丘公園、趣ある建物や寺社仏閣などの地域資源のほか、亜欧堂田善、松尾芭蕉や相楽等窮などの須賀川特有の歴史的資源を活かしながら、地域住民や商工業者、NPOなどと市とが協働で事業に取り組める仕組みづくりを検討します。
- 市街地中心部の再生・活性化を継続、かつ一元的に推進するまちづくり会社の組成を検討します。
- 新たな中心市街地活性化基本計画の策定にあたっては、中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地の活性化に係る民間団体などを主体とした「中心市街地活性化協議会」が必要となるため、これら協議会との連携を図りながら、中心市街地の活性化に取り組めます。

## 3 事業スケジュール

平成 25 年度内に計画期間を平成 26 年度～30 年度とする新たな中心市街地活性化基本計画の認定を目指します。



※スケジュールは現在検討中のものであり、今後変更になることがあります。

## 2-4 藤沼湖周辺の再生・整備

### 1 目的

震災により藤沼湖周辺地域は、藤沼湖えん堤の決壊に伴う流出水により、尊い人命が奪われたばかりか、家屋などの流失や多くの農地に被害を及ぼすなど、本市において最も被害を受けた地域の一つとなりました。特に、藤沼湖えん堤の決壊に伴う被災地域の復旧は本市の喫緊の課題であり、早急に取り組む必要があります。

藤沼湖自然公園（以下、「自然公園」という。）については、県内外から年間約10万人が来訪する市西部地区の観光拠点でしたが、震災に伴って自然公園内の各施設が被災し、パークゴルフ場を除き、現在でも休園を余儀なくされています。（パークゴルフ場は平成23年12月再開）

また、藤沼湖が位置する長沼地域のコミュニティ拠点である長沼農村環境改善センターについても、震災により使用不能となるなど甚大な被害を受けたため、地域の再生を図るうえでは重要な施設であり、早急に復旧する必要があります。

このため、本市では、被災者の早期の生活再建支援のため、えん堤決壊により被災した地域の復旧・復興を最優先に取り組むとともに、藤沼湖周辺地域の経済復興と自然公園利用者の安全性や快適性の確保を目的に、地域や利用者の意向・要望などを十分に反映し、自然公園内の施設を復旧します。また、長沼農村環境改善センターについても、これまで同様、地域住民の交流拠点としての役割を担えるよう施設の復旧を図ります。

#### 【「市震災復興計画」抜粋】

藤沼湖えん堤決壊による被災者の生活再建支援として、市の支援金や国の災害援助法に基づく被災者生活再建支援金制度などを活用するとともに、須賀川市災害対策本部内に設置した「藤沼湖決壊対策チーム」を中心に、今後の被災者の生活再建に向けた取組について支援します。

藤沼湖については、農業用ため池としての機能を有しているため、国の農地災害復旧事業により対応するとともに、国の経営再建支援制度や東日本大震災農業生産対策交付金などを活用しながら、早期に営農が再開できるよう支援します。

藤沼湖自然公園については、県内外から年間10万人に及ぶ来訪者が訪れる、本市西部地区の観光拠点となっているため、被災地域の復旧・復興を最優先に取り組む傍ら、地域の意向や利用者の要望などを十分に反映させ再生していきます。

周辺施設全体の管理運営方法については、抜本的な見直しを行うなど、検討を進めます。

表 2-4-1 藤沼湖えん堤決壊関連被災状況

人的被害	死亡者7名 / 行方不明者1名			
農地被害	約90ha(水田、畑) / 取水堰8か所(簀ノ子川)			
公共施設	北町集会所：全壊 / 歴史民俗資料館北町収蔵庫：全壊			
道路施設 (市所管の道路・橋梁)	寺前橋：流失 / 向田橋：上部工の一部流失 / その他橋梁：滝地区内流失 市道損壊：5路線 / 林道損壊：戸渡・藤沼線 L=218m			
家屋被害	被害状況	滝地区	北町・城影地区	計
	流失及び全壊家屋	7戸(14人)	15戸(48人)	22戸(62人)
	床上浸水	5戸	34戸	39戸
	床下浸水	4戸	66戸	70戸
	計	16戸	115戸	131戸

## 2 整備方針

### (1) 被災状況

#### 1) 藤沼湖周辺の被災状況

震災により藤沼湖えん堤が決壊するとともに、貯留水及び堤体盛土が流出し、一級河川箕ノ子川に流入しました。その結果、下流部の集落（滝、北町、城影）において、尊い命が奪われたばかりでなく、家屋の流失や多くの農地などにも被害を及ぼしました。

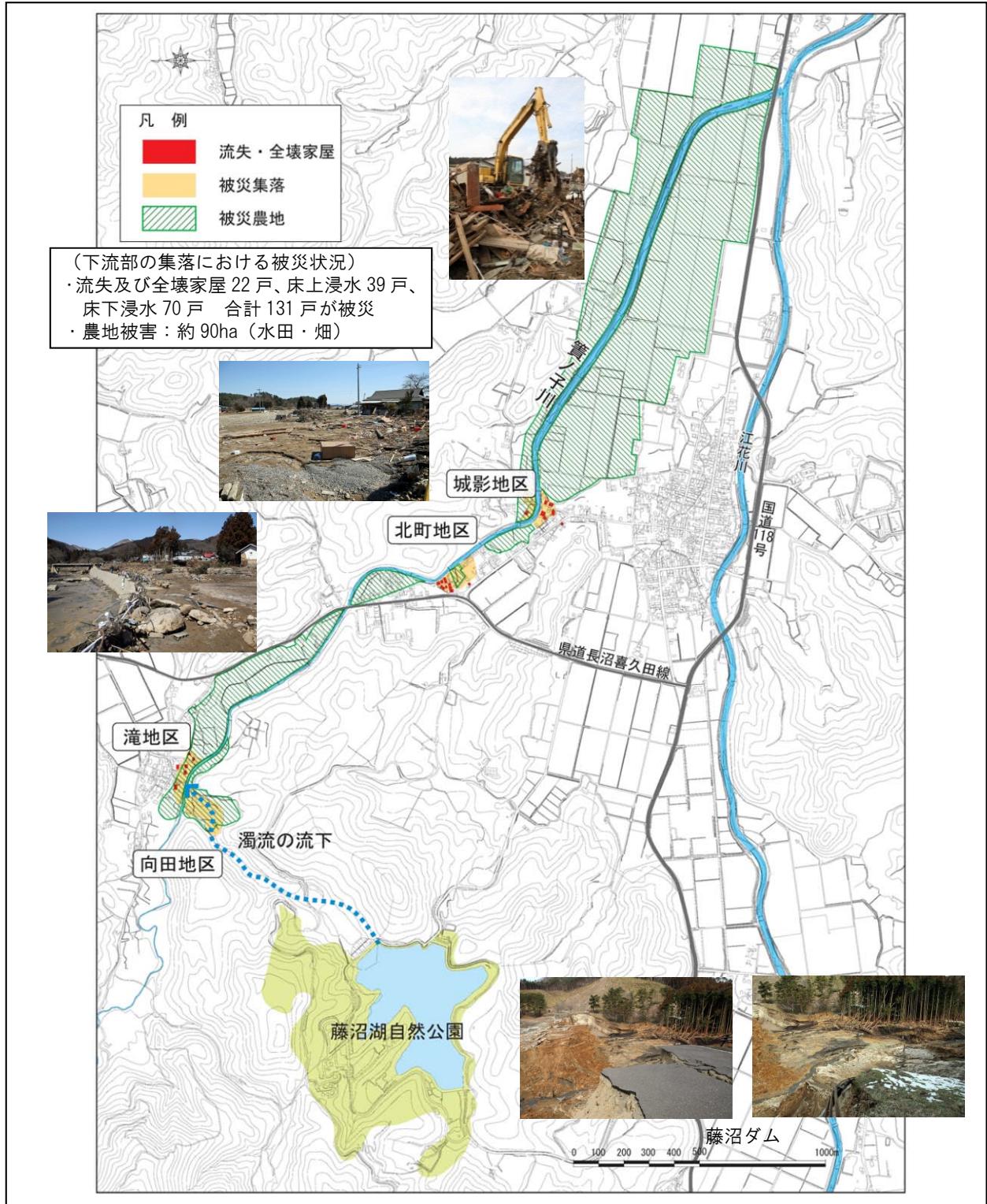


図 2-4-1 藤沼湖周辺の被災状況



## 2) 藤沼湖自然公園の被災状況

自然公園は、やまゆり荘やふるさと体験館の敷地崩落に伴い建物や設備が損傷するなど、ほぼ全ての施設が被災しました。現在パークゴルフ場を除いて休園を余儀なくされており、藤沼湖周辺地域の産業、経済等にも多大な影響を及ぼしています。

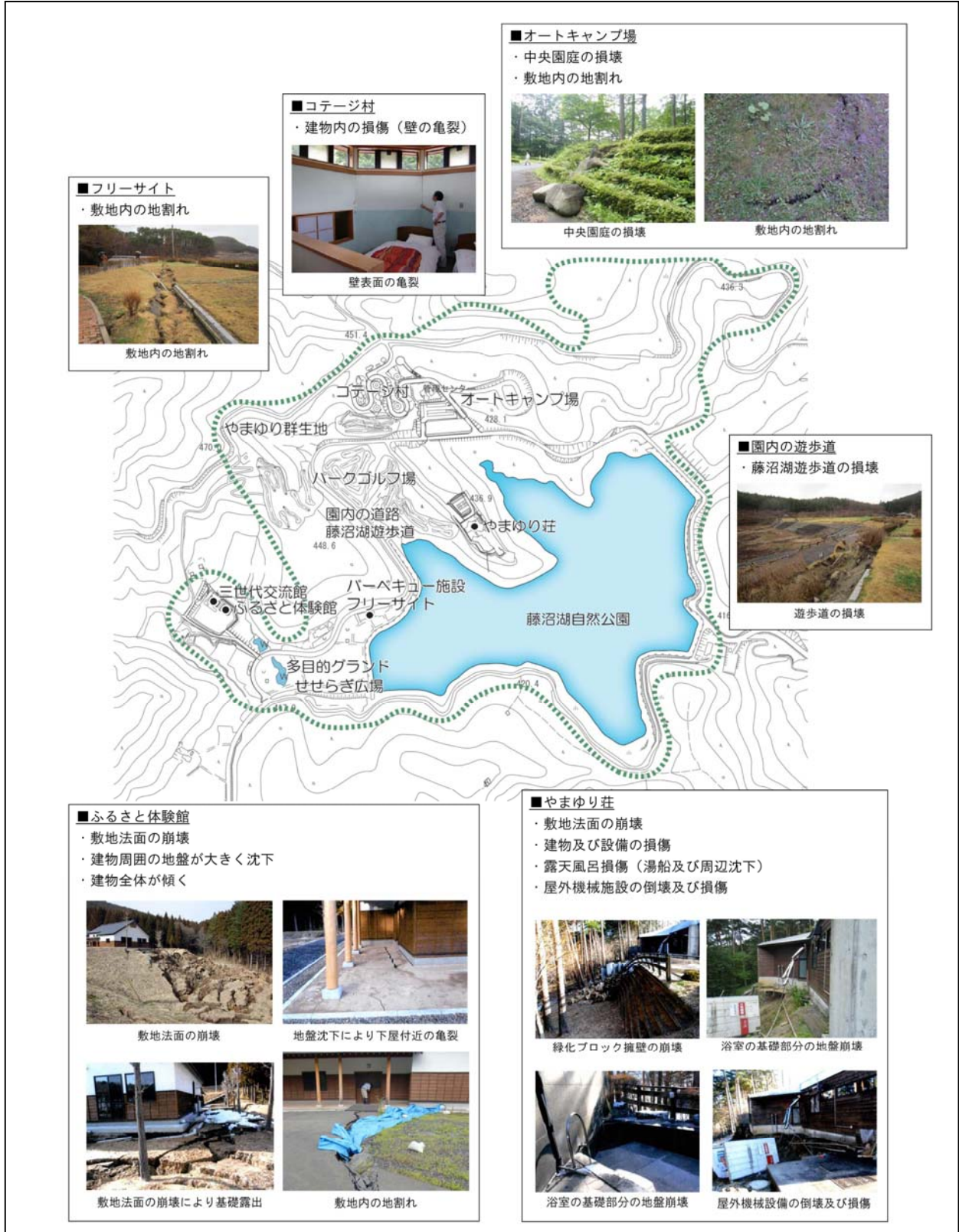


図 2-4-2 藤沼湖自然公園の被災状況



### 3) 長沼農村環境改善センターの被災状況

長沼農村環境改善センターは農業者による農地利用調整会議や、農地・水の保全管理に向けた活動組織の会合等、各種農業関係の打合せの場として利用されてきた地域農業活動の拠点施設です。

震災により、建物が使用不能となる甚大な被害を受け、現在も使用不能となっていることから、地域農業の復旧・復興に向け、早急な施設の復旧が求められています。



図 2-4-3 長沼農村環境改善センターの被災状況

## (2) 整備方針

### 1) 藤沼湖被災地域の再生・整備

藤沼湖のえん堤決壊により、下流部集落地の家屋及び農地に甚大な被害をもたらしており、被災地域の再生・整備が急務となっています。このため、県営の藤沼ダム災害復旧事業と整合を図りながら、被災した3地区の防災化を図るため用地を取得し、防災公園を整備します。

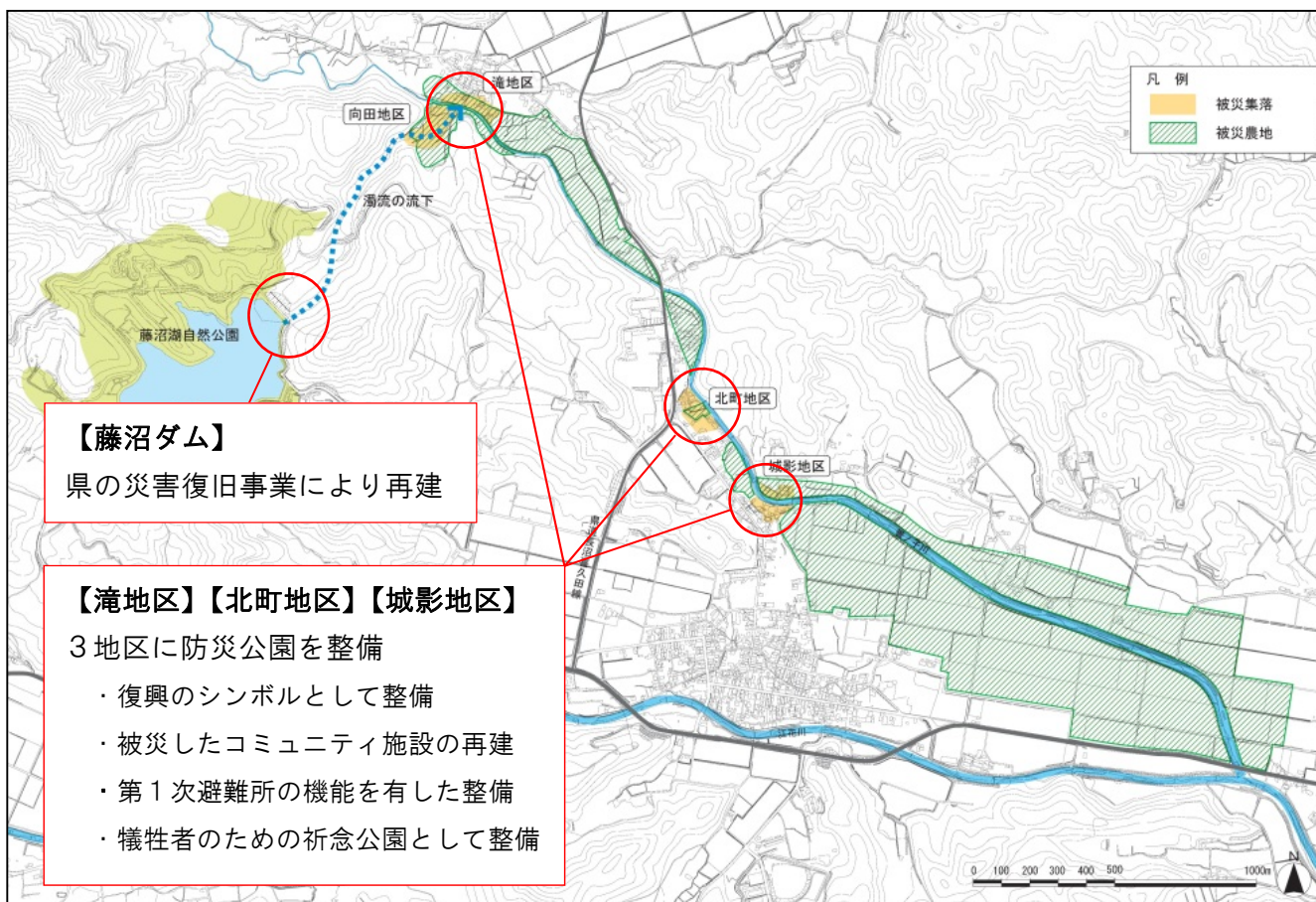


図 2-4-4 藤沼ダム・藤沼湖被災地域の整備イメージ

### 2) 藤沼湖本堤（藤沼ダム）の復旧整備

藤沼湖本堤（藤沼ダム）は、現在、県が設置する「藤沼ダム復旧委員会」において再建に向けた検討がなされており、関連施設と併せて県の災害復旧事業により再建します。

また、県の災害復旧事業を実施する中で、ダム管理のあり方や警報設備の設置などについても検討を行い、住民の安全確保のための措置を講じます。



### 3) 自然公園の再生・整備

#### ①整備方針

自然公園内の被災した施設は、段階的に復旧することとし、順次営業の再開を図ります。

復旧にあたっては、地元意見なども参考にしながら、時代のニーズにあった新しい施設の拡充や活動・取り組みなどの検討を行い、施設等の整備を図ります。

また、更なるサービスの向上や効率的な施設運営を図るため、指定管理者制度の導入を含めた民間活用方策を検討し、全施設が概ね復旧する平成 27 年度末を目途に施設運営方法を見直します。

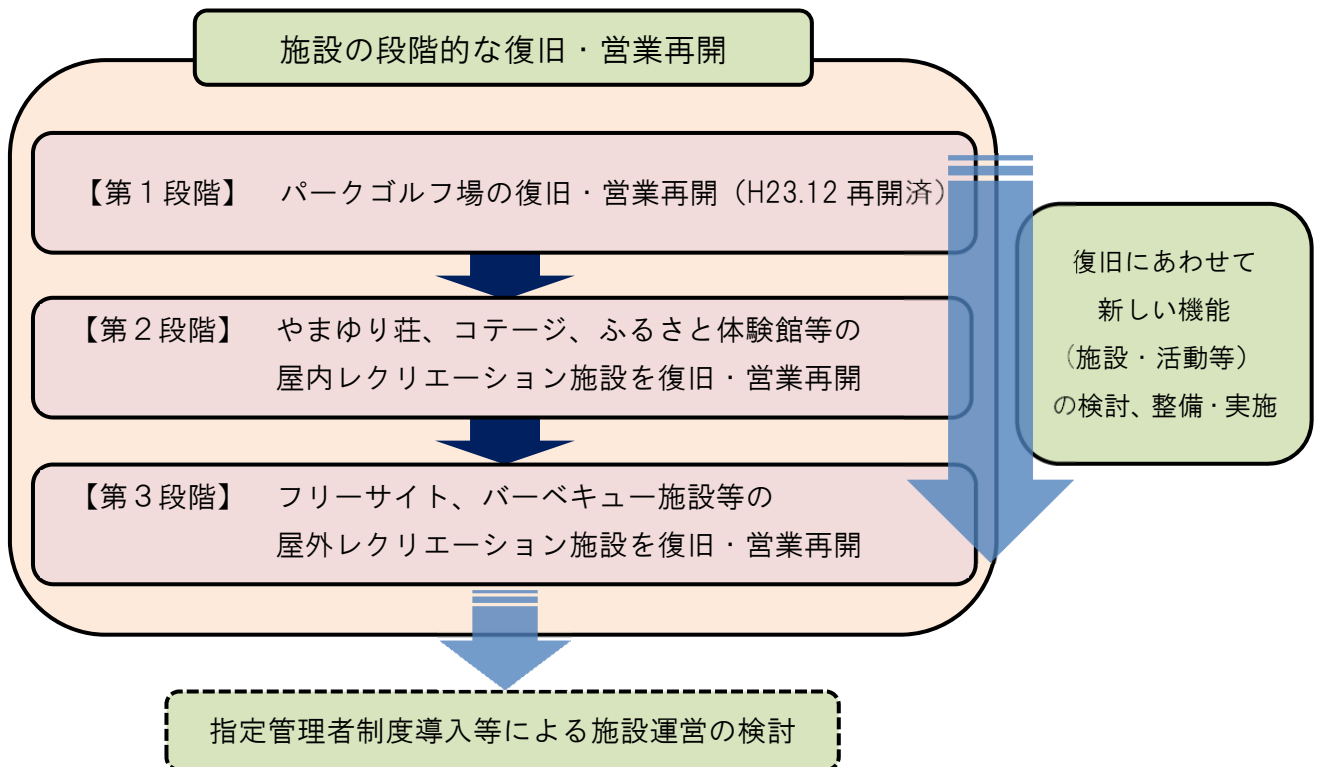


図 2-4-5 自然公園の主な施設

## ②具体的な整備イメージ

施設の段階的な復旧にあわせて、自然公園施設利用者の満足度や管理の効率性を高めるため、施設の配置状況や利用者層及び来訪目的を考慮したゾーニング（図 2-4-6 参照）を行い、時代のニーズにあった新しい施設の拡充や活動などを検討していきます。

表 2-4-2 ゾーニング及び新しい拡充施設・活動の例

### 【ステイゾーン】

自然を満喫できる宿泊施設を中心としたゾーン

- 既存施設：やまゆり荘（宿泊施設）、コテージ
- 拡充施設例：コテージ村に再生可能エネルギー施設（太陽光パネル等）を設置、オートキャンプ場の移設（駐車場として再整備等）等
- 活動例：宿泊施設（やまゆり荘、コテージ）の合宿利用促進PR 等

### 【レジャーゾーン】

藤沼湖を中心とした自然景観を満喫しながら、パークゴルフ・温泉を楽しみ、健康増進と心身をリフレッシュさせるゾーン

- 既存施設：やまゆり荘（藤沼温泉）、パークゴルフ場
- 拡充施設例：温浴施設を拡張、やまゆり荘の駐車場を増設、レストランに農産物販売スペース等を設置 等
- 活動例：レストランの営業時間を延長、レストランでの農産物販売 等

### 【体験学習ゾーン】

古民家生活、各種体験により、子どもたちと故郷とのふれあいの場、地域文化を体験・継承するゾーン

- 既存施設：三世代交流館、ふるさと体験館、ビオトープ
- 拡充施設例：ビオトープ（再整備）等
- 活動例：そば打ち体験、炭焼き窯を活用した炭焼き体験、自ら焼いた炭を活用した地元食材の炭火焼き体験、環境学習（再生可能エネルギー） 等

### 【アクティブゾーン】

藤沼湖自然公園の入口にあたり、自然とふれあいながら気軽に、多様に楽しむことが可能なゾーン

- 既存施設：フリーサイト、バーベキュー施設、多目的グラウンド、遊具等
- 拡充施設例：足湯施設、せせらぎ広場（再整備）、農産物販売所、休憩所（売店含む）等
- 活動例：イベントの開催（野外イベント、野外コンサート）、地域の魅力発信 等





\*1: 愛知県豊田市ホームページより

図 2-4-6 藤沼湖自然公園の整備、ゾーニングイメージ

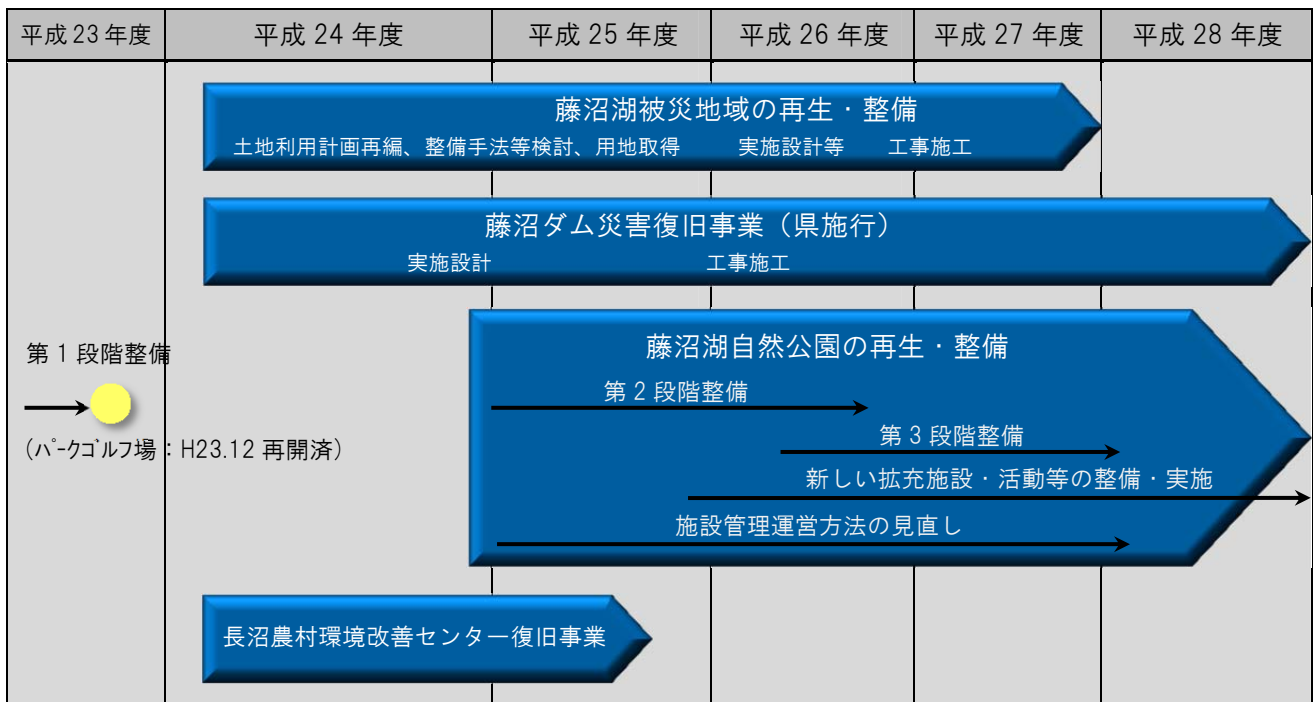
#### 4) 長沼農村環境改善センター復旧整備事業

地域住民の交流拠点としての機能を早急に復旧させるため、施設周辺の災害復旧事業との整合を図りながら、施設整備を図ります。

#### 5) 整備手法

藤沼湖被災地域、自然公園の再生・整備及び長沼農村環境改善センター復旧整備事業については、国の復興交付金（農山漁村活性化プロジェクト支援事業、農山漁村地域復興基盤総合整備事業、木質バイオマス施設等緊急整備事業等）などを活用しながら整備を図ります。

### 3 整備スケジュール



※スケジュールは現在検討中のものであり、今後変更になることがあります。



図 2-4-7 整備イメージ

# 第3章 復旧・復興を先導するその他の事業

## 3-1 災害公営住宅の整備

### 1 目的

震災により本市の住家被害は、全壊家屋が1,249件を数え、半壊以上が4,700件を超える甚大な状況にあり、震災後2年経過した現在においても、被災した方々は、市内4か所に設置している応急仮設住宅のほか、県の借上げ住宅などでの生活を余儀なくされています。

このため、震災により住家を失い、自力での住宅再建が困難な方々の一日も早い生活再建を図るため、被災者などの意向調査を踏まえながら早期に災害公営住宅を整備します。

### 2 整備方針

#### (1) 応急仮設住宅の入居状況等

住家の被害数は15,305件に上り、このうち半壊以上の住家が31%以上に上っており、多くの被害が出ました。

表3-1-1 住家被害数（平成24年12月1日現在）

区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
件数	1,249	418	3,085	10,553	15,305
割合（%）	8	3	20	69	100

（出典 市税務課）

応急仮設住宅には市外から避難してきた入居者が29名おり、入居者は全体で345人になりました。

表3-1-2 応急仮設住宅の入居状況（平成24年12月18日現在）

	地域	建設戸数	入居戸数	空き戸数	入居者数	入居者の震災前住所			
						戸数		人数	
						市内	市外	市内	市外
かみきた応急仮設住宅 （翠ヶ丘公園自由広場）	須賀川	43	34	9	84	33	1	80	4
たてとり応急仮設住宅 （西川中央公園）	西袋	46	42	4	92	38	4	83	9
おおぶくろ応急仮設住宅 （影沼公園）	西袋	40	39	1	95	34	5	81	14
きのさき応急仮設住宅 （長沼東部運動広場）	長沼	48	31	17	74	29	2	72	2
計		177	146	31	345	134	12	316	29

（出典 市建築住宅課）

応急仮設住宅以外にも雇用促進住宅に被災した入居者がおり、35戸に入居しています。

表 3-1-3 応急仮設住宅以外の被災者入居住宅の状況（平成 24 年 12 月 12 日現在）

		管理戸数	被災者入居戸数
長沼雇用促進住宅	長沼	40	16
大桑原雇用促進住宅	西袋	80	9
芦田塚雇用促進住宅	須賀川	60	10
計		180	35

（出典 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

民間賃貸住宅に入居した被災者に対し福島県が家賃補助をしており、須賀川市については市内に居住する世帯 480 件、市外に居住する世帯 83 件の計 563 件の申請に家賃補助をしています。

表 3-1-4 県による民間賃貸住宅の家賃補助（須賀川市分）

申請期間		平成 23 年 5 月 1 日～ 平成 23 年 12 月 28 日
申請決定	須賀川市内に居住	480 件
	須賀川市外に居住	83 件
		563 件
平成 24 年 12 月 18 日現在の交付件数		463 件

※申請時点で、須賀川市に住所がある者

（出典 市建築住宅課）

市でも県に先駆けて、平成 23 年 4 月から、今回の震災により住宅が被災し使用不能となった世帯で、応急仮設住宅などに入居できなかった世帯を救済するため、民間賃貸住宅への入居支援として家賃の一部を補助しました。補助期間は入居日から 1 年間で特別な事情がある場合は 1 年間の延長を可としておりましたが、その後県の家賃補助が始まり、多くの世帯が県の補助に変更したため、市の補助世帯は減少しました。

なお、市の補助は平成 24 年度で終了となりましたが、民間賃貸住宅に入居した被災者に対し市が家賃補助をした件数は、平成 23 年度～平成 24 年度で 160 件になりました。

表 3-1-5 市による民間賃貸住宅の家賃補助

	平成 23 年度	平成 24 年度
交付決定	101 件	59 件

（出典 市建築住宅課）



## (2) 整備方針

災害公営住宅の整備にあたっては、入居対象者の避難実態や住宅再建の進捗状況を踏まえながら、入居希望者の意向を把握し、実態にあった住宅を整備します。

また、災害公営住宅を整備することにより地域の良好な居住環境形成に寄与するよう、本市の復興まちづくりの考え方との整合を図りながら住宅を整備します。

以上の考え方を踏まえ、具体的な整備方針を以下のとおりとします。

- ・ 被災者のニーズを十分に把握して、整備戸数・候補地などを選定します。
- ・ 将来の優良なストックとなるよう可能な限り良質な住まい環境を確保します。
- ・ 整備地は、コンパクトシティの考え方、市街地中心部の活性化及び入居者の生活利便性などを考慮し、市街地中心部の空地を中心に複数箇所を検討します。

### 1) 意向調査の実施

災害公営住宅入居希望層を特定し、今後の住宅再建に関する要望等を把握するために、意向調査を実施しました。

意向調査は、全壊家屋所有者（入居対象者）1,492世帯のうち、住宅改築などにより仮設住宅を退去した168世帯を除く1,324世帯を対象に、平成24年8月から9月にかけて実施しました。その結果、アンケート回収数782件（回収率59%）で、そのうち災害公営住宅希望世帯数は88世帯となりました。

残りの約4割の意向が不明であることや住宅再建の意思など被災者を取り巻く環境は時々刻々変化することから、平成24年度末に2回目の意向調査を実施しました。

### 2) 整備戸数等

災害公営住宅は、全壊などにより住家を失った住宅困窮者を対象として整備するため、入居希望者数に応じて整備戸数を決定します。

このため、入居対象者に対する意向調査を踏まえ、整備敷地の規模や周辺環境などを考慮しながら段階的に整備することとし、当面の整備戸数は約40戸を予定しています。

なお、整備する住宅のタイプは、中層集合住宅を基本としますが、整備敷地周辺の住環境や入居希望者の意向などを踏まえるとともに、国土交通省における調査結果などを参考に検討します。

### 3) 整備箇所

災害公営住宅は、入居者の利便性や市街地中心部の定住化、賑わい創出などを考慮し、市街地中心部を基本に整備します。

なお、当面整備する約40戸は、東町及び南町地内に整備を予定します。

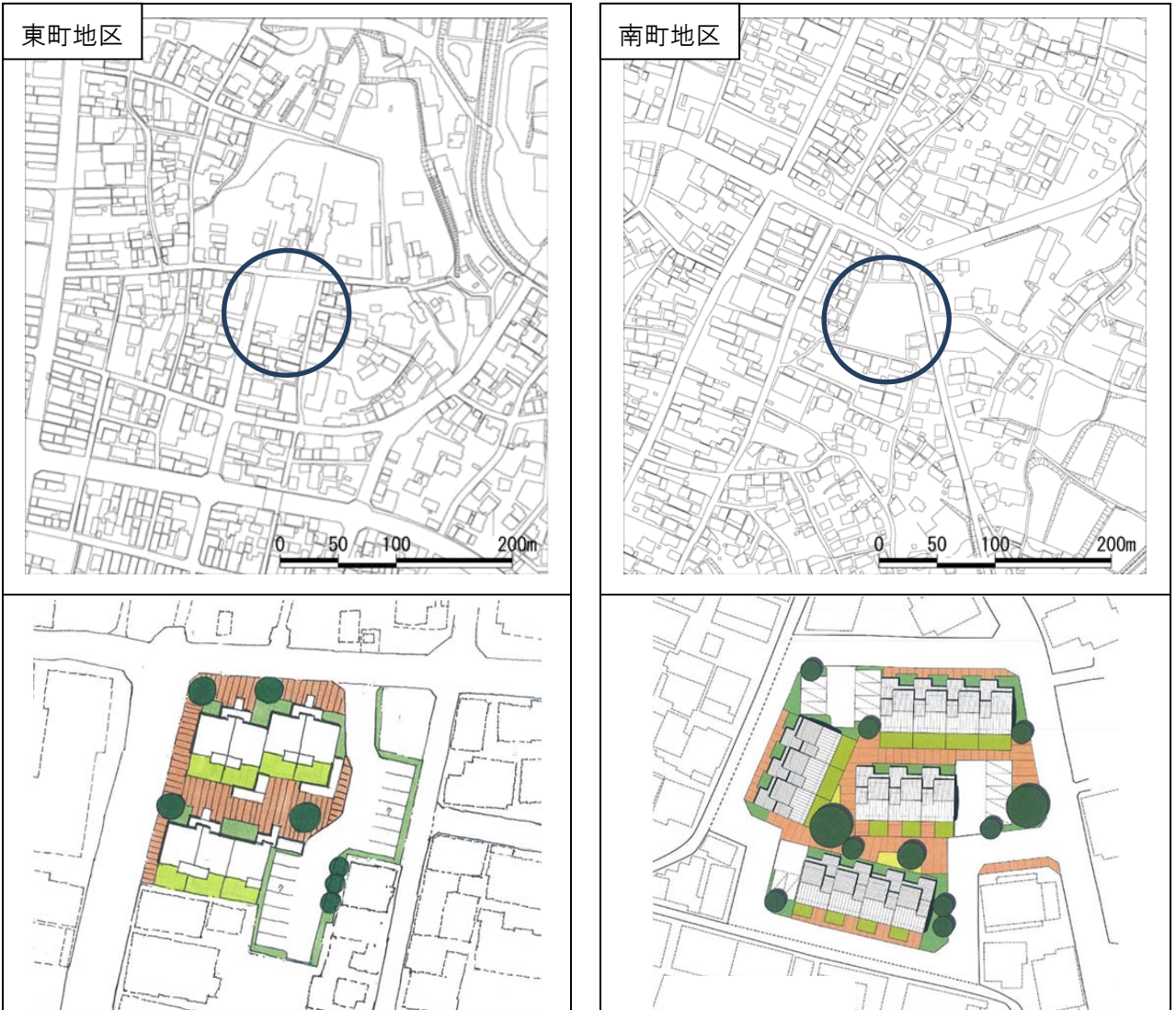
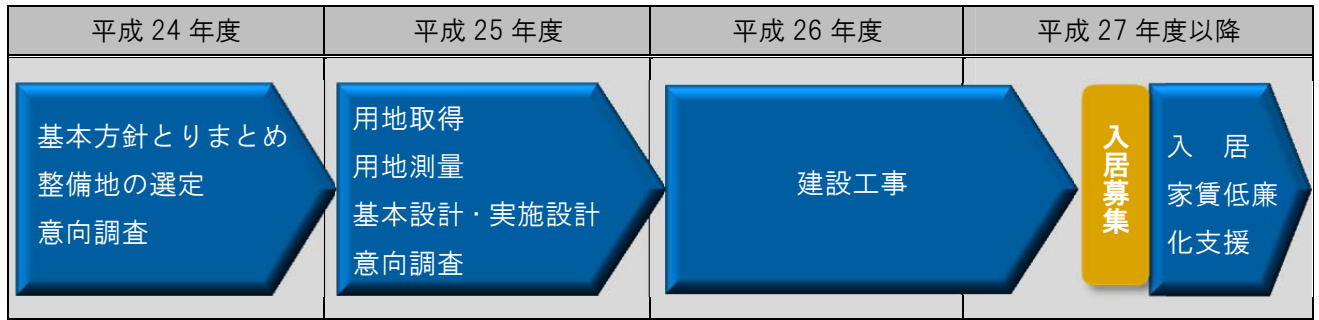


図 3-1-1 災害公営住宅整備イメージ図

### 4) 整備手法

国の復興交付金（災害公営住宅整備事業等）などの活用を図りながら整備します。

### 3 整備スケジュール



※スケジュールは現在検討中のものであり、今後変更になることがあります。



図 3-1-2 仮設住宅



図 3-1-3 整備イメージ





## 3-2 大黒池における防災機能強化の取り組み

### 1 目的

震災により大黒池周辺は、そのえん提の役割を果たしていた市道の一部が崩落するとともに、第一小学校屋外運動場の一部が滑落するなど甚大な被害が生じ、今後、大黒池を起因とする災害が生じた場合、周辺地域に及ぼす影響が大きいため、大黒池及びその周辺地域の防災機能の強化を早期に図る必要があります。

また、大黒池は、市中心部に近接して位置する貯水量約10万トンを有する農業用ため池として利用されてきましたが、その受益地域は近年市街化が進行する中で減少し続けており、農業用ため池としての役割はほぼ終わっている現状にあります。

このため、雨水管路等の整備と併せ埋め立てを行い、立地特性等を活かして、災害時における物資等受入拠点などの機能を兼ね備えた防災広場として整備します。

### 2 整備方針

#### (1) 立地特性等

大黒池は、広域的な緊急輸送路（国道4号、国道118号）の交差点に位置し、東北自動車道須賀川ICから市街地中心部への中継点に位置するなど広域アクセスに優れた立地特性を有するとともに、防災拠点である市庁舎や警察署に近接しています。さらには隣接する第一小学校屋外運動場（第1次避難所に指定）との一体的な利活用が可能な敷地特性を有しています。

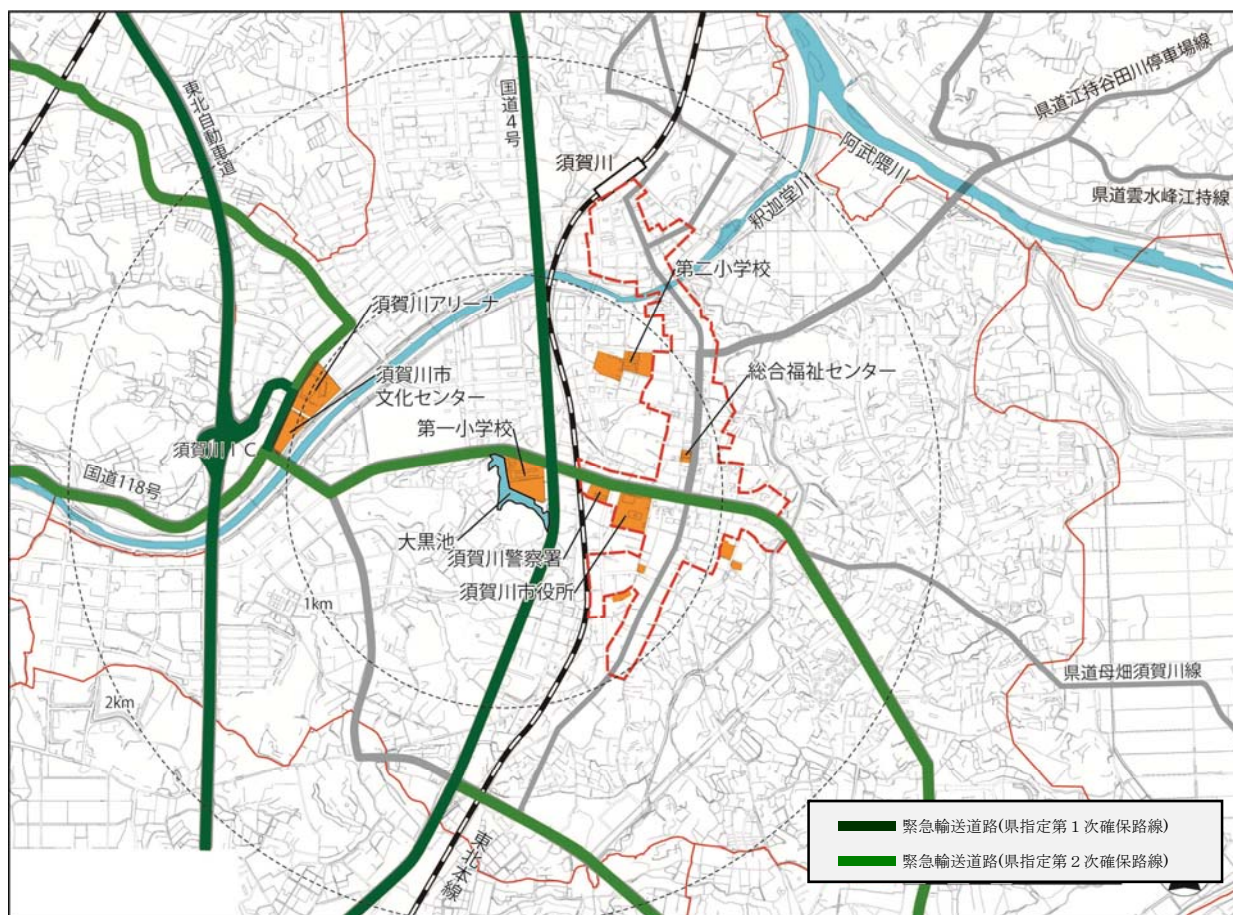


図 3-2-1 大黒池位置図

## (2) 整備方針

防災広場を整備するにあたっては、災害時には、救援物資や大規模災害派遣部隊（自衛隊等）の受入・中継拠点として活用できるよう整備するとともに、平常時には、地域住民の憩いの場として、一般利用可能な開放的な緑の広場として活用できるよう整備します。

## (3) 整備イメージ

- ベンチや四阿<sup>あずまや</sup>の設置による災害時のかまどベンチや防災四阿としての活用
- 広場のイベントスペースとしての活用
- 緊急用ヘリポートとしての活用
- 国道4号沿いに広場利用者の駐車場を整備
- 緊急輸送路（国道4号）から、緊急輸送車両、救援部隊、災害復旧用建設重機などが搬入できるための整備
- 救援物資の積み下ろし、受入れに活用できる防災シェルターの設置による防災拠点や各避難所へ配給を行う中継基地としての役割

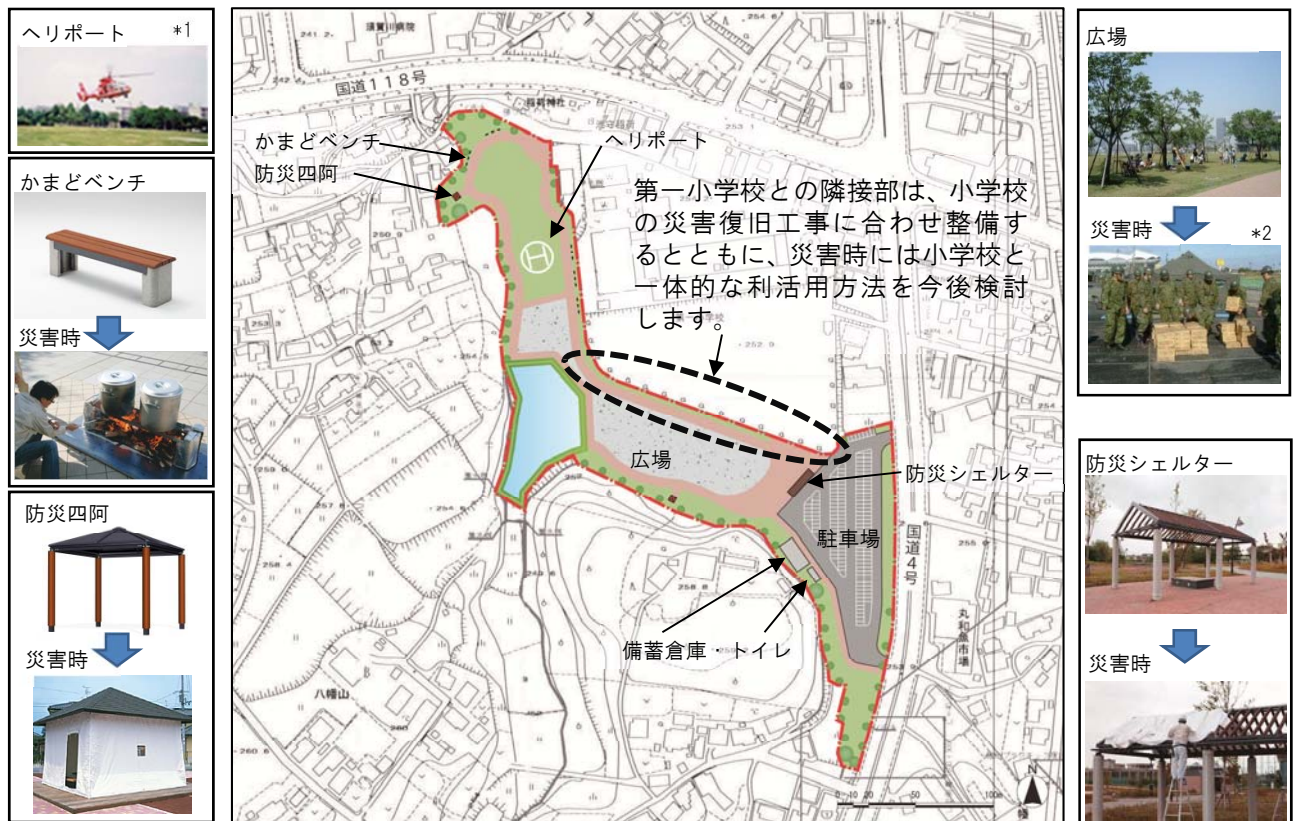


図 3-2-2 大黒池整備イメージ図

\*1：国土交通省中部地方整備局ホームページより  
\*2：内閣府ホームページより



#### (4) 整備手法

国の復興交付金及び社会資本整備総合交付金(下水道整備事業等)などの活用を図りながら整備します。

### 3 整備スケジュール

埋立等防災化整備にあたっては、雨水管路等工事と併せ、段階的に整備します。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度以降
実施設計	埋立・雨水管路等工事		広場整備工事
	第一小校舎竣工		

※スケジュールは現在検討中のものであり、今後変更になることがあります。



図 3-2-3 被災状況



図 3-2-4 整備イメージ



### 3-3 公民館における防災機能強化の取り組み

#### 1 目的

震災により、市庁舎が使用不能となり、防災拠点としての役割を果たせない状況になりました。

しかし、飲料水兼用耐震性貯水槽や炊き出し釜を備えている公民館が、避難住民の生活を支援する地域の拠点となるとともに、公民館に常駐する市職員が、近接する地域体育館などの避難所運営や災害関連情報の連絡周知の対応を行うなど、有効に機能しました。

このような経験を踏まえて、市内の各公民館は、平常時は、誰もが身近に利用できる地域に根ざしたコミュニティ施設として、また、災害時には地域防災拠点として機能するよう整備し、地域全体の防災機能の向上を図ります。

#### 2 整備方針

##### (1) 公民館の被災状況

表 3-3-1 に示す通り、市内には、7つの公民館及び公民館機能を有する2つの農村環境改善センターがありますが、そのほぼ全ての施設が被災しました。

表 3-3-1 公民館等の被災状況

施設名	被災状況
中央公民館	自動ドア、ホールエアコン、建物継手破損
東公民館	グラウンド亀裂・不同沈下、玄関前タイル・給水管破損、浄化槽沈下
西袋公民館	給水管破損、建物周辺不同沈下、犬走り・車椅子用スロープに亀裂・うねり、多目的トイレの傾斜・沈下
稲田公民館	2階天井部崩落、内壁亀裂、コンクリートブロック積み仕切り壁破損
小塩江公民館	駐車場等陥没・亀裂、内壁亀裂
仁井田公民館	—
大東公民館	給水装置破損、プレハブ物置破損、内外壁亀裂
長沼農村環境改善センター	浄化槽破損、ホール沈下
岩瀬農村環境改善センター	門扉破損、展示ケースガラス破損

(出典 須賀川市集計)

## (2) 検討対象とする公民館

本計画では、2つの農村環境改善センターは、長沼支所及び岩瀬支所に近接あるいは近距離にあるため、地域防災機能は各支所が担うこととし、また、中央公民館については、(仮称)市民交流センターに移転予定であるため、今回の検討から除くこととします。

このため、ここでは、表3-3-2に示す6地区(浜田、西袋、稲田、小塩江、仁井田、大東)の公民館に関する基本的な整備の考え方を検討します。

表3-3-2 須賀川市内の公民館の状況

地区	公民館名
須賀川地区	中央公民館 ※(仮称)市民交流センターに移転予定
浜田地区	東公民館
西袋地区	西袋公民館
稲田地区	稲田公民館
小塩江地区	小塩江公民館
仁井田地区	仁井田公民館
大東地区	大東公民館
長沼地区	長沼農村環境改善センター ※長沼支所が地域防災機能を担う
岩瀬地区	岩瀬農村環境改善センター ※岩瀬支所が地域防災機能を担う

※岩瀬農村環境改善センター以外は第2次避難所に指定  
(出典 須賀川市ガイドブック、須賀川市地域防災計画)

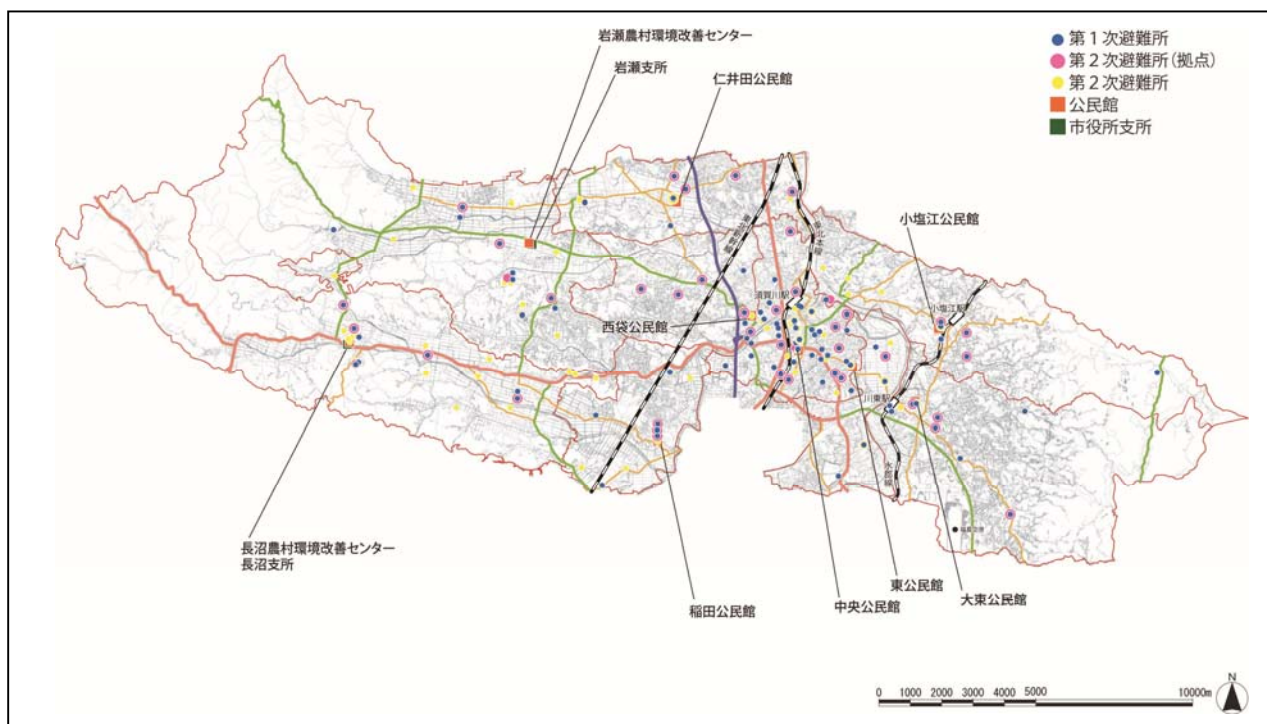


図3-3-1 公民館・避難所位置図

### (3) 整備方針

公民館の機能強化にあたっては、災害時の地域防災拠点や平常時のコミュニティ形成拠点としての役割が担えるよう、以下の取り組みを進めます。なお、公民館周辺の既存の避難所が有する防災機能との役割分担や立地特性等を勘案しながら、それぞれの公民館に必要な取り組みを実施します。

#### 1) 災害時のための取り組み

- ・ 地域防災計画の中で、公民館を地域の防災拠点として明確に位置づけます。
- ・ 周辺の避難所に対する救援拠点として機能するよう耐震性貯水槽（飲料水兼用含む）、防災行政無線の受発信設備、非常用電源設備、防災資機材などを備蓄する防災備蓄倉庫の整備を図ります。
- ・ 緊急輸送路からアクセスしやすくするため、必要に応じ道路整備を行います。
- ・ 公民館の認知度を高めるため、案内板などを設置します。

#### 2) 平常時の取り組み

- ・ 地域住民に対して日頃から防災意識を啓発するため、地域の防災訓練の実施や防災関連の講座を開設するなどの取り組みを進めます。
- ・ 地域コミュニティ拠点としての機能を拡充し、より多くの住民が利用しやすくするため、建物のバリアフリー化や駐車場の確保などに努めます。
- ・ 公民館施設の耐震診断調査を実施し、順次施設の耐震化を図ります。

### (4) 整備イメージ

公民館の防災機能強化については、震災の際に給水拠点となった西袋公民館や市内公民館の中で建物が特に大きな被害を受けながら、地域の防災拠点として職員が住民支援を行った稲田公民館の2つの公民館をモデルとして、具体的な検討を行います。

#### 1) 西袋公民館

##### 【西袋公民館の概要】

開館年月日：S52.6

施設内容：講堂、研修室、図書室、小会議室、調理実習室、事務室、倉庫

#### ① 立地特性等

- ・ 市街化区域内に位置し、周辺に翠ヶ丘ニュータウンを始めとした戸建住宅地が広がっており、利用圏世帯数は約4,000世帯となっています。
- ・ 貸館利用の稼働率は高く、高齢者が多く利用しています。
- ・ 緊急輸送路に直接面しており緊急時にアクセスしやすく、市街地中心部にも近接しています。
- ・ 敷地内に西袋児童クラブ館が立地しており、駐車場も20台以上確保しています。
- ・ 緊急用耐震性飲料水貯水槽（20t）、炊き出し釜（72人分）を備えています。
- ・ 近隣の須賀川アリーナには防災備蓄倉庫があり、防災資機材・非常食等が備蓄されています。



- ・ 周辺には、西袋第一小学校、須賀川アリーナが第2次避難所（拠点）として指定されています。

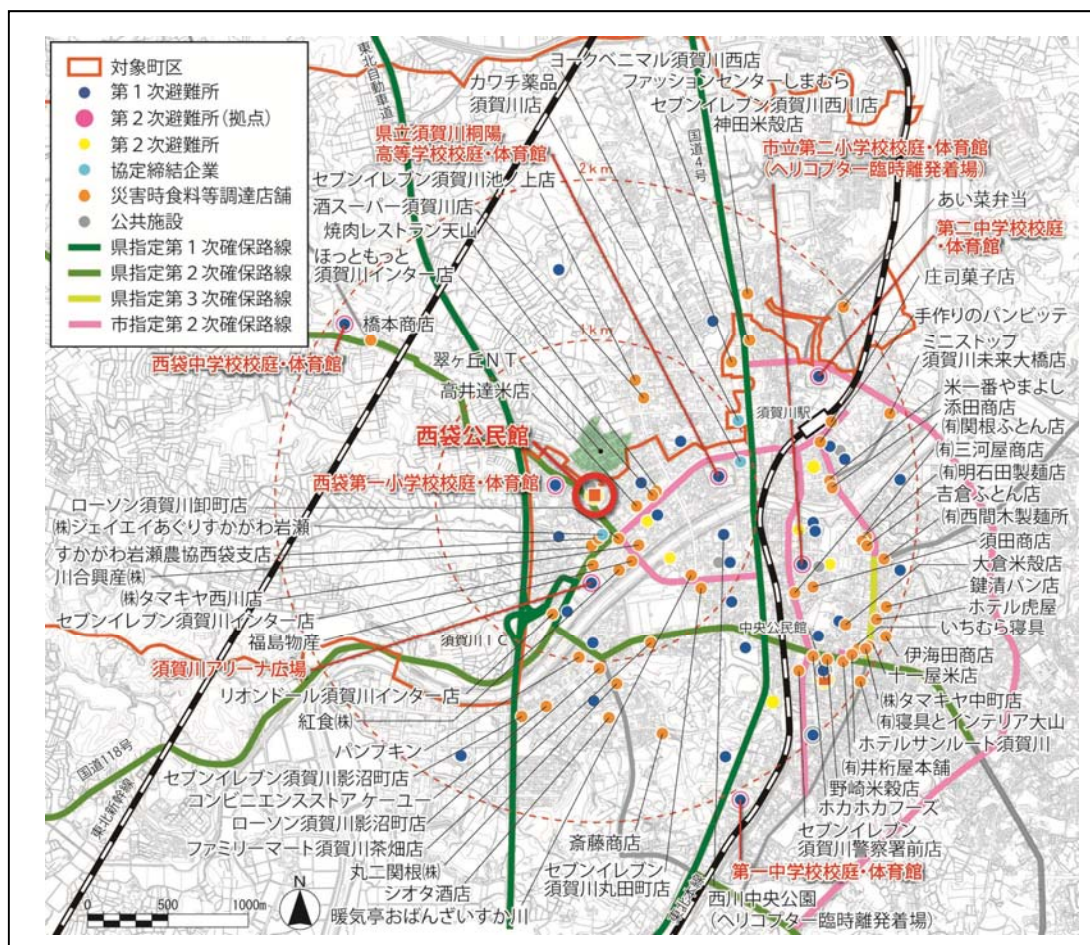


図 3-3-2 西袋公民館周辺図

## ② 震災時の状況

- ・ 地域住民は近隣の西袋第一小学校及び須賀川アリーナに避難したため、避難所としての利用はありませんでした。
- ・ 敷地内に緊急用耐震性飲料水貯水槽があったため、震災以降、給水場として機能しました。
- ・ 公民館には職員が常駐し、給水作業や、地域への連絡周知などの災害対応に一定の役割を果たしましたが、給水作業に多くの労力がかかり、他の支援等に支障が生じました。
- ・ 地元区長による支援が災害対応の大きな支えとなりました。

## ③ 課題

- ・ 昭和56年以前の旧耐震基準により建築されているため、現在の耐震基準に基づく耐震診断を行い、安全性を確認する必要があります。
- ・ 施設のバリアフリー化や、冷暖房等の整備が必要な状況です。

- ・ 周辺からの視認性が悪いため、サイン等により周知する必要があります。
- ・ 災害時には公民館職員だけで対応することは困難であるため、自助・共助が可能となるよう日頃から地域コミュニティを醸成することが重要となります。

#### ④ 整備イメージ

居住人口の多い市街地に立地する特性を考慮し、現状で備えている炊き出し機能や飲料水兼用耐震性貯水槽などを拡充するとともに、防災備蓄倉庫を整備し、災害時において想定される多数の避難住民を支援する地域防災拠点として整備します。また、建物は耐震化を図るとともにバリアフリー化を行い、視認性向上のためサインの設置などを行いつつ、平常時から地域住民の利用を促し、地域コミュニティ形成を支援する施設として整備します。

なお、公民館と連携する第2次避難所である西袋第一小学校には、防災行政無線屋外拡声子局を整備します。



図 3-3-3 西袋公民館整備イメージ図

\*1：国土交通省中部地方整備局ホームページより

\*2：消防防災博物館ホームページより



## 2) 稲田公民館

### 【稲田公民館の概要】

開館年月日：S49.2

施設内容：大会議室、研修室、図書室、小会議室、調理実習室、事務室

### ① 立地特性等

- ・ 都市計画区域外に位置しているため、利用圏世帯数は約1,000世帯となっています。
- ・ 周辺には多くの公共施設（稲田地域体育館、稲田中学校、稲田小学校、稲田幼稚園、稲田児童クラブ館）が集積しています。
- ・ 緊急輸送路に接続する木ノ崎岩淵線に面しています。
- ・ 炊き出し釜（36人分）を備えています。
- ・ 隣接する稲田中学校、稲田小学校、稲田地域体育館が第2次避難所（拠点）として指定されています。
- ・ 隣接する稲田中学校のグラウンドは、ヘリコプター臨時離発着場に指定されています。
- ・ 稲田公民館の対象町区内には、集落単位の集会所等が第2次避難所に指定されています。

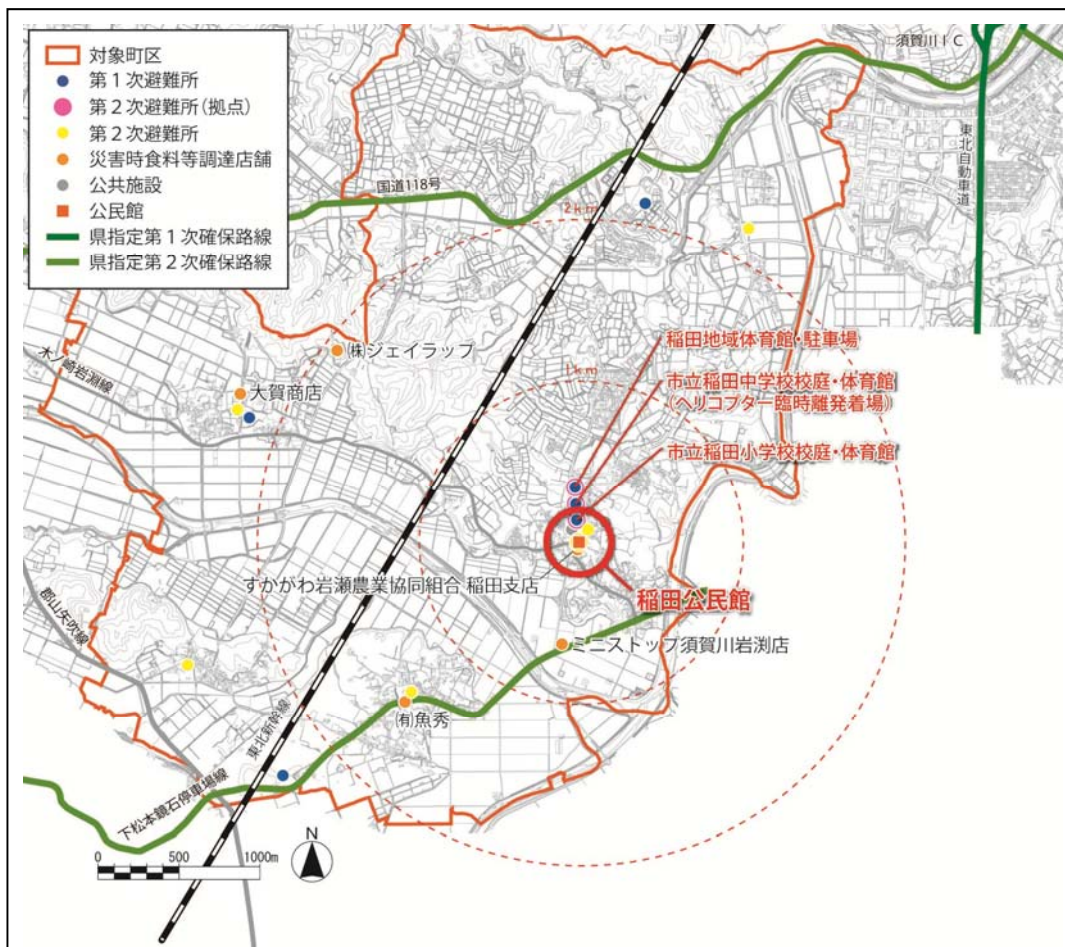


図 3-3-4 稲田公民館周辺図



## ② 震災時の状況

- ・ 稲田地域体育館が第2次避難所の役割を担いましたが、情報の受発信機能は連絡手段の整っている公民館が有効に機能しました。
- ・ 公民館職員が常駐しており、地域体育館における避難所運営や連絡周知に専従で対応しました。
- ・ 隣接する小中学校は断水しましたが、学校のプール保有水を有効に活用し、生活用水を確保しました。
- ・ 公民館の2階部分は天井崩落により使用不能となり、住民は近隣の稲田地域体育館に避難しました。

## ③ 課題

- ・ 昭和56年以前の旧耐震基準により建築されているため、現在の耐震基準に基づく耐震診断を行い、安全性を確認する必要があります。
- ・ 施設のバリアフリー化や、冷暖房等の整備が必要な状況です。
- ・ 地域防災拠点として不足する機能（飲料水兼用耐震性貯水槽、防災備蓄倉庫、駐車場等）を整備する必要があります。
- ・ 駐車場の確保が必要な状況です。

## ④ 整備イメージ

稲田公民館の現敷地は狭隘であるため、稲田地域体育館脇への移転などを含め、第2次避難所との連携強化を図ります。また、周辺の第2次避難所と連携を図りながら、飲料水兼用耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫を整備します。

県道木ノ崎岩淵線へアクセスしやすくするため必要に応じ周辺道路の整備を行うとともに、施設を整備する際は、周辺の第2次避難所への緊急支援物資の供給拠点として機能するよう、支援物資の積み下ろし・保管スペースや駐車場の確保を検討します。

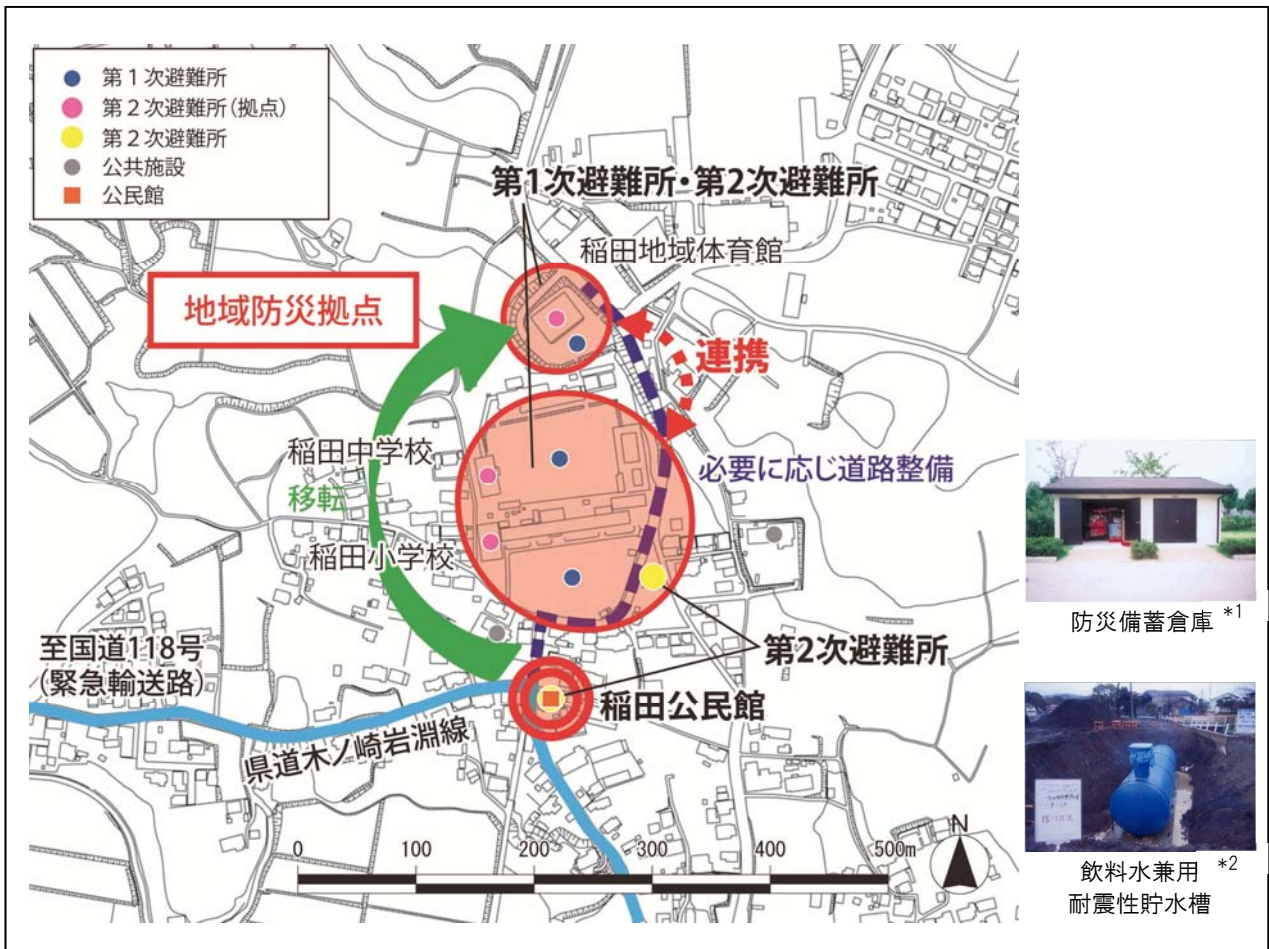


図 3-3-5 稲田公民館整備イメージ図

\*1：消防防災博物館ホームページより

\*2：国土交通省中部地方整備局ホームページより

### (5) 整備手法

国の復興交付金及び関連する補助制度などを活用しながら整備を図ります。

## 3 整備スケジュール

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度以降
耐震化等方策検討	防災化の取組み実施		

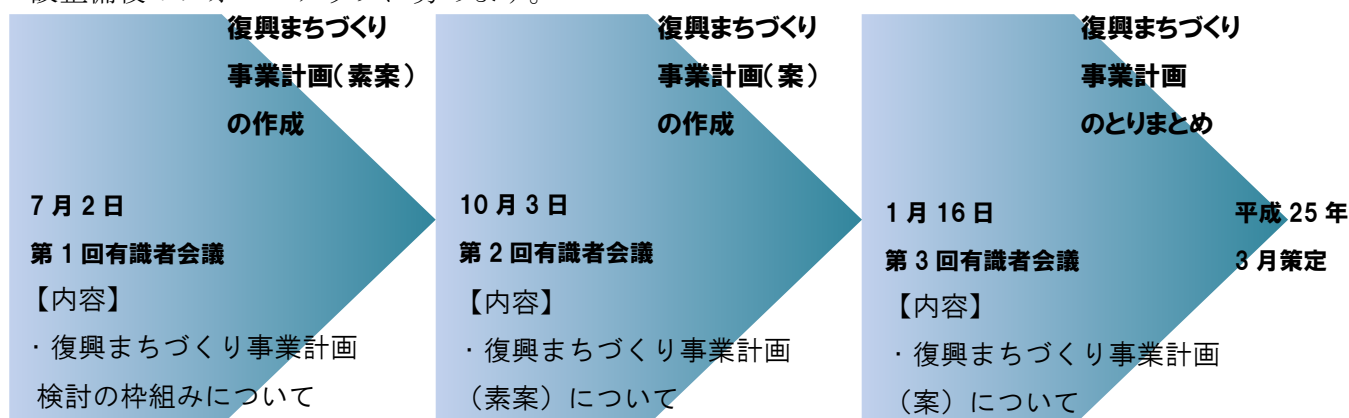
※スケジュールは現在検討中のものであり、今後変更になることがあります。

## 第4章 終わりに

### 1 検討経過

本計画は、関連地区での懇話会、関係者へのグループインタビュー及び意見交換会などを踏まえるとともに、3回にわたる有識者会議での各委員の意見等を反映し策定しました。

今後は、本計画に基づき本市の復興に向けた取り組みを加速させることはもとより、整備する施設が将来どのように利活用されるかが重要であるため、継続して市民の声を反映させるなど施設整備後のフォローアップに努めます。



### 2 今後の展開

本計画においては、復興に向けて緊急性が高く、復興期に一定の目途を立てるべき事業を抽出し、事業の具体化に向けた検討を行いました。

しかし、本市の復興を図るうえでは、市震災復興計画の重点プロジェクトに位置付けている「未来を担うこどもの管理体制の構築」や「先進医療施設・再生可能エネルギー施設の誘致」への取り組み、さらには避難施設の耐震化や防災拠点間アクセスの多重化などの本計画に位置付けていない事業も含め、今後も継続的に取り組む必要があります。

特に今回の震災では、福島空港は岩手県や宮城県を含めた東日本各地域の救援拠点として救援物資・人員の輸送を行い大きな役割を果たし、津波被害のあった浜通りへの輸送等拠点としても「あぶくま高原道路」（福島空港から東北縦貫自動車道及び磐越自動車道に接続する高規格道路）と一体となって重要な役割を果たしました。

また、福島空港に隣接する須賀川テクニカルリサーチガーデン地内の住宅及び企業は、福島空港同様、今回の震災の影響をほとんど受けませんでした。

このため、災害時における救援のための広域ルートを多角的に確保することは、本市の復興・復興を推進するうえでは重要であるため、福島空港の防災拠点化の動きに合わせた須賀川テクニカルリサーチガーデンからの「あぶくま高原道路」への路線整備（市道Ⅱ-24号線の延伸）に取り組む必要があります。今後も関係機関と連携を図りながら、具体化に向けた取り組みを進める必要があります。

今後は、市震災復興計画に掲げる「共有、共感、共生へ ともに築く復興都市 すかがわ」実現に向けて、国の支援制度などを最大限活用しながら、復興のまちづくりを進めて参ります。



## 【参考】

### (1) 須賀川市復興まちづくり推進有識者会議名簿

所属	役職	氏名	摘要
国土交通省東北地方整備局建政部	都市調整官	脇坂 隆一	
復興庁福島復興局	参事官	小野寺 恵二	
県中地方振興局	局長	熊本 俊博	
福島大学人文社会学群経済経営学類	教授	山川 充夫	座長
北海道糖業株式会社(須賀川市「牡丹大使」)	常勤監査役	小林 茂	
(株)日本政策投資銀行東北支店	東北復興支援室	蓮江 忠男	
須賀川商工会議所	会頭	長谷部 一雄	座長代理
すかがわ岩瀬農業協同組合	代表理事組合長	橋本 正和	
須賀川市社会福祉協議会	会長	西間木 セツ子	第3回会議から小林清三新会長に変更
(社)須賀川市青年会議所	理事長	佐藤 徹也	第3回会議から小山雅弘新理事長に変更
須賀川市	副市長	石井 正廣	

### (2) 須賀川市復興まちづくり推進有識者会議設置要綱

#### 須賀川市復興まちづくり推進有識者会議設置要綱

##### (設置)

第1条 須賀川市震災復興計画に基づく須賀川市復興まちづくり事業を推進するにあたり、有識者等から広く意見を聴取し、多方面から検討することを目的として、須賀川市復興まちづくり推進有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

##### (所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 須賀川市復興まちづくり事業計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、須賀川市の復興まちづくり事業計画に関すること。

##### (構成等)

第3条 有識者会議は、委員11名で構成し、設置目的に関する見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (座長及び座長代理)

第4条 有識者会議に座長及び座長代理1名を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会議を主宰する。
- 4 座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 座長代理は座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

##### (事務局)

第6条 有識者会議の庶務は、震災復興対策直轄室において処理する。

##### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営その他必要な事項は、座長が市長と協議の上、別に定める。

##### 附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

### (3) 各事業の位置図

